

令和 3 年 7 月 30 日 制定（国空機第 384 号）
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正（国空機第 1190 号）
令和 4 年 6 月 10 日 一部改正（国空安政第 560 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：航空機に装備する装備品等の取扱い

目次

1	目的	4
2	定義等	4
2-1	定義	4
2-2	関連規定	4
2-3	参考文献	5
3	法第 16 条第 2 項の趣旨等	5
3-1	令和元年の航空法改正の趣旨	5
3-2	装備品等基準適合証の意義	5
3-3	特定救急用具等の取扱い	6
3-3-1	特定救急用具	6
3-3-2	特定救急用具以外の救急用具の取扱い	7
3-3-3	電波法の適用を受ける無線局の無線設備	7
4	航空機に装備する装備品等の整備・改造の考え方	7
4-1	航空機の設計承認と航空機に装備する装備品等との関係	7
4-2	航空機の耐空性維持義務及び装備品等の整備・改造の考え方	8
5	法第 16 条第 2 項に基づき航空機に装備可能な装備品等	8
5-1	概要	8
5-1-1	新規製造された装備品等	8
5-1-2	修理又は改造等が行われた装備品等	10
5-1-3	原本と同等とみなせる証明書	12
5-2	装備品等基準適合証が添付された装備品等	12
5-2-1	法第 20 条第 1 項第 6 号の能力について同項の認定を受けた者（装備品等製造検査認定事業場）が、法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合することを確認した装備品等（法第 16 条第 2 項第 1 号）	12
5-2-2	法第 20 条第 1 項第 2 号の能力について同項の認定を受けた者（航空機製造検査認定事業場）が、法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合することを確認した装備品等（法第 16 条第 2 項第 2 号）	13
5-2-3	法第 20 条第 1 項第 7 号の能力について同項の認定を受けた者（装備品等修理改造認定事業場）が、法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合することを確認した装備品等（法第 16 条第 2 項第 3 号）	13
5-3	装備品等基準適合証と同等の効力を有すると認められる外国の証明書が添付された装備品等	13
5-3-1	耐空性について国際民間航空条約の締約国たる外国が証明その他の行為をした装備品等（規則第 23 条の 19 第 1 号）	13
5-3-2	装備品等の製造、修理又は改造の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が製造、修理又は改造をし、かつ、その耐空性について確認した装備品等（規則第 23 条の 19 第 2 号）	14

5-4	標準化された規格に適合する部品 (Standard Parts) (規則第 23 条の 19 第 3 号)	19
5-5	その他国土交通大臣が定める装備品等 (規則第 23 条の 19 第 4 号)	21
5-5-1	民生用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの	21
5-5-2	航空機の整備・改造の一環として製作、保守、修理又は改造を行う装備品等	22
5-5-3	整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者により製作された装備品等	28
5-5-4	軍用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの	28
5-5-5	研究・開発用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの	29
5-5-6	カーゴコンテナ等の貨物搭載機器 (Unit Load Device)、ギャレーカート及びスタンダードユニットであって安全性が確認されたもの	30
5-5-7	追加型式設計承認や修理改造検査等において当該型式の航空機 (修理改造検査の場合には当該航空機) に初めて取り付ける装備品等であって、型式又は仕様承認 (型式又は仕様承認を受けたものとみなすことができる外国当局による承認を含む) 等を受けていないもの	30
5-5-8	型式証明の設計変更や追加型式設計変更の承認を受ける前等に通常の運用における評価を行うために試験的に航空機に装備する装備品等 (サービス・トライアル)	31
5-5-9	その他 5-5-1~5-5-8 で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等	33
5-5-10	良品として再活用する装備品等	36
5-5-11	有効な耐空証明を有しない航空機から取り卸して再利用する装備品等	42
5-5-12	滑空機に装備される新規製造品の装備品等であって、装備品等の種類、特徴等を考慮した上で、航空機の安全性に重大な影響を及ぼさないと認められたもの	44
6	代替の方法により安全性が確保されると認められる装備品等	44
7	材料 (Material)	45
8	装備品等の入手時の確認	46
9	登録記号を打刻する金属板等やソフトウェアの取扱い	47
10	装備品等の非破壊検査を修理事業者に委託する場合の取扱い	49
11	修理された装備品等に対して複数の証明書が添付されている場合の取扱い	50
12	法第 10 条第 4 項の基準に適合しない装備品等	52

1 目的

本サーキュラーは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項に基づき、耐空証明のある航空機の利用者が当該航空機に装備する装備品及び部品（以下「装備品等」という。）の詳細を定めることを目的とするものである。

2 定義等

2-1 定義

本サーキュラーにおいて使用する用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 装備品

「装備品」とは、航空機に用いられることを目的とした部品の集合体である完成品であって、それ自体で特定の独立した機能を有するものをいう。

(2) 部品

「部品」とは、航空機又は装備品を構成する最小の単位であって、それ自体では特定の独立した機能を有しないものをいう。

2-2 関連規定

- ・ 法第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 19 条の 2
- ・ 航空法施行規則第 5 条の 6、第 23 条の 18、第 23 条の 19、第 24 条、第 151 条
- ・ サーキュラーNo.1-030「航空機使用事業の用に供する航空機及び自家用航空機の耐空証明の有効期間の設定について」
- ・ サーキュラーNo.1-501「航空法第 16 条に基づく整備・改造の実施について」
- ・ サーキュラーNo.1-503「民生用、軍用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領」
- ・ サーキュラーNo.1-504「航空機の利用者による装備品等の製作及び承認手続き」
- ・ サーキュラーNo.2-001「事業場認定に関する一般方針について」
- ・ サーキュラーNo.3-001「航空機の整備及び改造について」
- ・ サーキュラーNo.3-006「モジュール構造をもつ小型タービン発動機の整備及び管理方式について」
- ・ サーキュラーNo.3-008「発動機サブ・アセンブリの整備又は改造」
- ・ サーキュラーNo.3-009「PMA 部品の取扱い」
- ・ サーキュラーNo.3-010「高度計及び静圧システムの規格及び点検について」
- ・ サーキュラーNo.3-011「二次レーダー・トランスポンダ装置の定期点検について」
- ・ サーキュラーNo.3-013「小型航空機の排気システムの検査・整備について」
- ・ サーキュラーNo.3-018「滑空機に装備する無線電話用電源装置の整備及び点検要領」

- ・ サーキュラーNo.3-020 「経年ピストン発動機、プロペラ及びその補機に係る整備について」
- ・ サーキュラーNo.3-023 「操縦室用音声記録装置（CVR）の点検について」
- ・ サーキュラーNo.4-004 「整備規程審査要領及び整備規程審査実施要領細則」
- ・ サーキュラーNo.6-014 「不正品の疑いがある装備品等の報告について」
- ・ サーキュラーNo.7-001 「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」

2-3 参考文献

- ・ ICAO, Doc9760 Airworthiness Manual
- ・ 14 CFR Part 21 §21.8 「Approval of articles」 及び §21.9 「Replacement and modification articles」
- ・ FAA AC 20-154 「Guide for Developing a Receiving Inspection System for Aircraft Parts and Materials」
- ・ FAA AC 20-62E 「Eligibility, Quality, & Identification of Aeronautical Replacement Parts」
- ・ FAA AC 43.13-1B 「Acceptable Methods, Techniques, and Practices - Aircraft Inspection and Repair」
- ・ EASA Part M Subpart E Components (M.A.501)
- ・ EASA AMC1 M.A.501(a)(1)～(5), GM1M.A.501(a)(2), M.A.501(a)(2), 501(b), GM2 501(b)

3 法第 16 条第 2 項の趣旨等

3-1 令和元年の航空法改正の趣旨

航空法制定当初（昭和 27 年）より、発動機、プロペラ等の航空機の安全性の確保のために重要な装備品（重要装備品）については、国がその耐空性について証明する予備品証明制度があり、当該証明を受けた装備品等（装備品及び部品を言う。以下同じ。）を用いて行う大修理作業は国の修理改造検査の受検対象から除かれていた。また、重要装備品以外の装備品等については航空機の使用者の責任において航空機に装備されていた。

こうした中、令和元年 6 月に航空法が改正され、予備品証明制度及び重要装備品の考え方が廃止され、航空機の使用者は、法第 16 条第 2 項の規定により、原則全ての装備品等について耐空性が確認されたものを航空機に装備しなければならないこととされた。

3-2 装備品等基準適合証の意義

法第 16 条第 2 項において、航空機の使用者は、一部の装備品等を除いて、法第 20 条第

1項の規定により国の認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）において耐空性の確認がされた装備品等を装備しなければならないとされている。

認定事業場では、法第10条第4項第1号の基準に適合すると確認された装備品等には装備品等基準適合証が発行される。

この装備品等基準適合証は、装備品等を入手する航空機の利用者が、次のいずれかに該当することを判断するための書類として位置付けられるものである。

- －認められた設計に従って適切に製造され、耐空性が確認された装備品等
- －適切な方法に従って修理等され、耐空性が確認された装備品等（return to service）

例えば、航空機の利用者が新規製造された装備品等を製造事業者等から購入する場合や装備品等の修理等を修理事業者に委託する場合には、航空機の利用者自身が実際の作業を行わないため、必要な証明書がなければ、当該装備品等が適切に製造、修理等されたものであるかどうかの判断ができない。このため、実際に製造や修理等の作業を行った者は、認められた設計又は適切な方法に従って当該作業を行い、装備品等の耐空性について確認したことを航空機の利用者に示すために装備品等基準適合証を発行する必要がある。

一方、航空機の利用者自身が航空機整備の一環として、航空機の設計者の発行するメンテナンス・マニュアル（AMM、SRM）やSB（これらの技術資料から呼び出されるCMMを含む）等に基づき装備品等の修理等を実施する場合には、利用者自身の責任において修理等を行って装備品等の耐空性を確認するため、原則、装備品等基準適合証を発行する必要はないと考えることができる。

また、標準部品、民生品等の一部の装備品等については、認定事業場における耐空性の確認が不要であるが、基本的な考え方は上記のとおりであり、航空機の利用者は当該装備品等が認められた設計に従って製造されたこと又は適切な方法に従って修理等されたことを保証する証明書等を確認する必要がある。

3-3 特定救急用具等の取扱い

3-3-1 特定救急用具

航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令交通省令第5号）により、当該省令による改正前の航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第152条の国土交通大臣による非常信号灯、救命胴衣、これに相当する救急用具、救命ボート、航空機用救命無線機及び落下傘（以下「特定救急用具」という。）の検査に係る規定が削除され、特定救急用具は規則第3章の装備品等として位置づけられることとなった。このため、特定救急用具には、耐空性基準として規則第14条第1項の規定による附属書第一又は国土交通大臣の承認する仕様が適用され、法第16条第2項の規定により、製造、修理又は改造が行わ

れた場合には、本サーキュラーに従って、装備品等基準適合証又は装備品等基準適合証と同等の効力を有すると認められる外国の証明書（以下「装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書」という。）が必要である。

3-3-2 特定救急用具以外の救急用具の取扱い

特定救急用具以外の救急用具（携帯灯、防水携帯灯、救急箱、非常食糧、非常用フロート、医薬品、医療用具等）については、原則、規則第 14 条第 1 項の規定による耐空性基準は適用されず、また、法第 16 条第 2 項の規定は適用されない。このため、当該救急用具の製造、修理又は改造が行われる場合であっても、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書は求められない。ただし、型式証明や追加型式設計承認等の一部として当該救急用具が含まれている場合には、本サーキュラーに従って、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が当該救急用具に添付されていることを確認すること。

3-3-3 電波法の適用を受ける無線局の無線設備

電波法の適用を受ける無線局の無線設備は規則第 3 章の装備品等に該当するため、製造、修理又は改造が行われた場合には、本サーキュラーに従って、原則、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が必要である。

なお、電波法と航空法の立法趣旨が異なることを踏まえ、電波法の規定により要求されている検査（定期点検等）が行われた場合については、航空法第 16 条第 2 項の規定に基づく装備品等基準適合証等の証明書は不要である。

4 航空機に装備する装備品等の整備・改造の考え方

4-1 航空機の設計承認と航空機に装備する装備品等との関係

航空機に装備する装備品等は、航空局による承認を受けた設計（我が国と同等の基準及び手続に基づき、航空機又は装備品等の設計国又は製造国の航空当局により承認を受けた設計を含む。以下「国の承認を受けた設計」という。）において、当該航空機に装備することが認められた装備品等でなければならない。

航空局により承認を受けた設計とは主に次のものを指す。

- ・ 耐空証明【法第 10 条】
- ・ 型式証明【法第 12 条】
- ・ 追加型式設計承認【法第 13 条の 2 第 1 項】
- ・ 修理改造検査【法第 17 条】
- ・ 修理改造設計承認【法第 18 条第 1 項】
- ・ 型式又は仕様の承認【規則第 14 条第 1 項】

・ 装備品等修理改造設計承認【規則第 20 条第 3 項第 1 号】

これらの装備品等は、航空機及び装備品等に適用されるパーツ・カタログ (IPC)、Service Bulletin (SB)、航空機又は装備品等の設計者等（型式証明、追加型式設計承認、修理改造設計承認を受けた者）が発行した設計図面や整備手順書（耐空性を継続するための指示書（Instructions for continued airworthiness : ICA）を含む。以下同じ。）、修理改造検査の合格を受けた航空機に係る設計図面や整備手順書等において、当該航空機に装備することが可能であることが示される。

4-2 航空機の耐空性維持義務及び装備品等の整備・改造の考え方

4-1 のとおり、航空機に装備する装備品等は、当該航空機に装備することが認められたものでなければならない。

その上で、航空機の耐空性維持義務と航空機に装備する装備品等の整備・改造の基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 法第 16 条第 1 項に基づき、航空機の利用者（整備に関する管理の委託を行っている場合には、その管理の受託者を含む。以下本サーキュラーにおいて同じ。）は、有効な耐空証明を有する航空機（装備品等も含む。）を法第 10 条第 4 項の基準に適合するように維持するため、適切に整備及び改造を行わなければならない。
- (2) 航空機の整備又は改造を行う過程において、既に装備している装備品等を交換、修理、改造する場合には、法第 16 条第 2 項に基づき、航空機の利用者は、その機能、性能等について法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合することが確認された装備品等（新規製造品、修理品等）を航空機に装備しなければならない。
- (3) (2)項を踏まえ、航空機の利用者は、一部の装備品等を除き、5 項を参照して必要な証明書等が添付された装備品等を航空機に装備しなければならない。
- (4) 航空機の利用者は、装備品等を航空機に装備した後、航空機が安全に運航できる状態にあることを確保するため、法第 19 条若しくは法第 19 条の 2 の規定による確認又は修理改造検査の受検により、航空機が法第 10 条第 4 項の基準に適合することの確認をし又は確認を受けなければならない。

5 法第 16 条第 2 項に基づき航空機に装備可能な装備品等

航空機の利用者が航空機に装備することができる装備品等の概要を 5-1 に、詳細を 5-2 以降に規定する。

5-1 概要

5-1-1 新規製造された装備品等

航空機の利用者は、新規製造された装備品等を航空機に装備する場合には、次の表に掲げ

る装備品等の種類の区分に応じた証明書を確認することにより、国の承認を受けた設計に従って製造された装備品等であることを確認すること。

証明書は 5-1-3 項に規定する場合を除き、原則、原本でなければならない。

また、装備品等一点に対して原則、一葉の証明書が必要であるが、一葉の証明書により複数の装備品等の耐空性が保証されている場合には、個々の装備品等に装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されている必要はない。例として次のような場合が該当する。

(例)

- ・追加型式設計承認等に係る設計に基づく航空機の改修や航空機の設計者が発行する SB に基づく航空機の改修のために、一つにまとめて提供される複数の装備品等（キット品）について、一葉の装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付される場合がある。この場合に、当該証明書によりキット品の全ての装備品等の耐空性が保証されている場合には、キット品を構成する個々の装備品等に装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されている必要はない。例えば、証明書に複数の装備品等が記載されている場合等が該当する。

	新規製造された 装備品等の種類	必要な証明書	適用規定
①	②～⑩以外の装備品等	装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書（FAA Form 8130-3、EASA Form 1 等）	5-2 5-3
②	標準化された規格に適合する部品	Certificate of Conformity（以下「C of C」という。）等の製造者が発行する証明書	5-4
③	民生用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの	C of C 等の製造者が発行する証明書	5-5-1
④	航空機の設計者の指示に基づき製作する部品	社内合格票等の証明書（5-5-2-1 項に基づき整備記録により代えることも可能）	5-5-2-1
⑤	整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の使用により製作された装備品等	社内合格票等の証明書	5-5-3
⑥	軍用に設計された装備品等であって安全性への影響	C of C 等の製造者が発行する証明書	5-5-4

	がないと認められたもの		
⑦	研究・開発目的で試験飛行等の一環として航空機に装備する装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの	C of C 等の製造者が発行する証明書	5-5-5
⑧	カーゴコンテナ等の貨物搭載機器 (Unit Load Device)、ギャレーカート等	装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書 (FAA Form 8130-3、EASA Form 1 等)	5-5-6
⑨	追加型式設計承認や修理改造検査等において当該型式の航空機 (修理改造検査の場合には当該航空機) に初めて取り付ける装備品等であって、型式又は仕様承認 (型式又は仕様承認を受けたものとみなすことができる外国当局による承認を含む) 等を受けていないもの	C of C 等の製造者が発行する証明書	5-5-7
⑩	サービス・トライアルに用いる装備品 (型式証明の設計変更や追加型式設計変更の承認を受ける前等に通常の運用における評価を行うために試験的に航空機に装備する装備品等)	C of C 等の製造者が発行する証明書	5-5-8
⑪	その他①～⑩で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等	C of C 等の製造者が発行する証明書	5-5-9

5-1-2 修理又は改造等が行われた装備品等

航空機の利用者は、修理又は改造された装備品等を航空機に装備する場合には、次の表に掲げる装備品等の種類の区分に応じた証明書を確認することにより、適切に修

理又は改造等された装備品等であることを確認すること。

証明書は 5-1-3 項に規定する場合を除き、原則、原本でなければならない。

	修理又は改造等が行われた装備品等の種類	必要な証明書	適用規定
①	②～⑦以外の装備品等	装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書	5-2 5-3
②	民生用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの	C of C 等の作業実施者が発行する証明書	5-5-1
③	航空機の設計者のメンテナンス・マニュアル等に基づき保守、修理又は改造する装備品等	社内合格票等の証明書 (5-5-2-2 項に基づき整備記録により代えることも可能)	5-5-2-2
④	軍用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの	C of C 等の作業実施者が発行する証明書	5-5-4
⑤	研究・開発目的で試験飛行等の一環として航空機に装備する装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの	C of C 等の作業実施者が発行する証明書	5-5-5
⑥	カーゴコンテナ等の貨物搭載機器 (Unit Load Device)、ギャレーカート等	装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書	5-5-6
⑦	サービス・トライアルに用いる装備品 (型式証明の設計変更や追加型式設計変更の承認を受ける前等に通常の運用における評価を行うために試験的に航空機に装備する装備品等)	C of C 等の作業実施者が発行する証明書	5-5-8
⑧	その他①～⑦で求められる程度と同等の安全性が確保され	C of C 等の作業実施者が発行する証明書	5-5-9

	ると認められる装備品等		
--	-------------	--	--

5-1-3 原本と同等とみなせる証明書

5-1-1 項及び 5-1-2 項に規定する証明書は原則、原本でなければならないが、次の場合についてはこの限りではない。

- ①サーキュラーNo.6-018「電子署名及び電磁的記録に関する一般基準」に従った電磁的方法により領収する場合
- ②原本の写しが添付されている場合に、原本の証明書を保管している者が、原本と相違ないものであることを文面で証明（保管者の所属・氏名及び証明日を含む）している場合。この場合には、当該証明をもって証明書の写しを原本とみなすことができる。
- ③原本の写しが添付されている場合に、原本の証明書が発行された時点で有効な輸出国当局の定める規則に従って当該写しが原本と相違ないものであることが証明されている等、当該規則の取扱いに従っている場合

例えば、米国の場合は FAA Order 8130.21 に②と同様の取扱いが規定されている。カナダの場合には保管者の所属・氏名等の記載までは求められていないが、カナダ当局（TCCA）による製造認定を受けた者が発行する certified true copy でなければならない。certified true copy であるかどうかについて疑義が生じる場合には、証明書の発行者（製造認定を受けた者）に必ず確認を行うこと。欧州の場合には、写しに対する要件が定められていないが、原本と相違ないものであることを確認し、真正性に疑義が生じる場合には、証明書の発行者（EASA の認定を受けた者）に確認すること。

5-2 装備品等基準適合証が添付された装備品等

航空機の利用者は、法第 16 条第 2 項第 1 号～第 3 号の規定に基づき、次のいずれかに該当する装備品等を航空機に装備することができる。

5-2-1 法第 20 条第 1 項第 6 号の能力について同項の認定を受けた者（装備品等製造検査認定事業場）が、法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合することを確認した装備品等（法第 16 条第 2 項第 1 号）

装備品等製造検査認定事業場において国の承認を受けた設計に従って製造され、装備品等基準適合証が添付された装備品等である。

5-2-2 法第 20 条第 1 項第 2 号の能力について同項の認定を受けた者（航空機製造検査認定事業場）が、法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合することを確認した装備品等（法第 16 条第 2 項第 2 号）

航空機製造検査認定事業場において法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合することが確認され、装備品等基準適合証が添付された装備品等である。

5-2-3 法第 20 条第 1 項第 7 号の能力について同項の認定を受けた者（装備品等修理改造認定事業場）が、法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合することを確認した装備品等（法第 16 条第 2 項第 3 号）

- (1) 装備品等修理改造認定事業場において、装備品等の設計者等が指定する方法に従って適切に修理又は改造が行われ、装備品等基準適合証が添付された装備品等である。装備品等の構成部品に関する一般的な取り扱いは(2)のとおりとする。
- (2) 修理又は改造が行われた装備品等を入手する場合であって、当該装備品等が複数の部品から構成されている場合には、その構成部品についても装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されている必要がある。

5-3 装備品等基準適合証と同等の効力を有すると認められる外国の証明書が添付された装備品等

次のいずれかに該当する装備品等は、装備品等基準適合証と同等の効力を有すると認められる証明書が添付されているものであるため、航空機に装備することができる。

5-3-1 耐空性について国際民間航空条約の締約国たる外国が証明その他の行為をした装備品等（規則第 23 条の 19 第 1 号）

国際民間航空条約の締約国たる外国が、締約国としての責務により、国際民間航空機関において採択及び改正された航空機の耐空性に関する国際標準並びに勧告される方式及び手続きに従い、その耐空性について証明その他の行為（認証、承認等証明に相当する行為をいう。また、修理品又は改造品については、使用可能であることの証明その他の行為でもよい。）をした装備品等（新規製造品、修理品又は改造品等）である。

これらの装備品等には、装備品等基準適合証と同等の効力を有するものとして当該締約国たる外国が発行する証明書が添付される。

なお、当該締約国たる外国とは通常当該外国の航空当局を指すが、当該航空当局がその証明その他の行為を航空当局になり代わり行うことについて権限を与えている代理人も含まれる。

参考までに、米国、欧州 EASA 加盟国及びブラジルによる証明と本項の適用関係は次の

通りである。

(1) 米国 (FAA)

米国においては、FAA 又は FAA の代理人として権限が付与されている次に掲げる者が装備品等の耐空性について確認を行って FAA Form 8130-3 が添付される場合には本項が適用される。オーバーホール品に対して FAA 又は FAA の代理人が左サインの FAA Form 8130-3 (※1) を発行する場合についても本項が適用される。この場合には、修理事業者がオーバーホール品に対して発行する右サインの FAA Form 8130-3 (※2) も併せて確認する必要がある。

－Designated Manufacturing Inspection Representative (DMIR)

－Designated Airworthiness Representative-manufacturing (DAR-F)

－Designated Airworthiness Representative-maintenance (DAR-T)

代理人による確認の場合には、FAA Form 8130-3 の block 13c の Authorization No. の冒頭に、DAR や DMIR の文言が記載されることがある。

※1 : Block 13 に必要事項が記載され、Block 13a において「Approved design data and are in a condition for safe operations」にレ点に記載された証明書

※2 : Block 14 に必要事項が記載された証明書

(2) 欧州 (EASA)

欧州においては、新規製造品、修理品いずれも通常、国において証明は行われておらず、EASA の認定を受けた者より EASA Form 1 が添付されるため、本項は適用されない。

(3) ブラジル (ANAC)

ブラジルにおいては、ANAC が輸出耐空証明書として発動機又はプロペラの耐空性について確認を行って ANAC Form-F-100-12 を発行している場合には本項が適用される。

5-3-2 装備品等の製造、修理又は改造の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が製造、修理又は改造をし、かつ、その耐空性について確認した装備品等 (規則第 23 条の 19 第 2 号)

我が国の認定事業場に係る制度並びに当該認定に関する基準及び手続が同等以上であると国土交通大臣が認めた認定制度を有する外国である場合に、当該外国の認定を受けた事業者が、当該認定に基づき製造、修理又は改造を行い、その耐空性について確認 (修理品又は改造品については、使用可能であることの確認でもよい。) した装備品等である。

これらの装備品等には、装備品等基準適合証と同等の効力を有するものとして当該外国

の事業者の発行する証明書が添付される。

認定に関する基準及び手続が我が国と同等以上であることの決定並びに本規定の適用は、原則、航空当局間における調整に基づき必要な取極め等を締結することにより行われる。これらの取極めは、新規製造品を対象とする耐空性分野と、修理品又は改造品を対象とする整備分野に大別されるところ、本項に該当する具体的な装備品等はそれぞれ次のとおりである。（取極めの詳細については、サーキュラーNo.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」を参照すること。）

(1) 新規製造品

次の表に掲げる装備品等が本項に該当する。

なお、耐空性分野の相互承認協定等においては、締結国の認定を受けた事業者において耐空性の確認が行われた装備品等であれば、当該事業者の所在地にかかわらず、受け入れることが可能である。

相互承認協定等の締結国	対象となる装備品等	証明書等
米国 (FAA)	新規製造品	<p>【証明書】</p> <p>FAA Form 8130-3 (※1)</p> <p>【発行者】</p> <p>FAA の製造認定を受けた者 (Production Approval Holder : PAH) 又は PAH から Direct Shipment Authorization を受けたサプライヤ (※2)</p>
	リビルトされた発動機 (※3)	<p>以下の2つの証明書が必要。</p> <p>【証明書】</p> <p>FAA Form 8130-3 (Block 14 に必要事項が記載され、Block 11 又は Block12 に rebuilt された旨の記載があること。)</p> <p>【発行者】</p> <p>発動機の製造者であって、FAA の製造認定を受けた者 (PAH)</p> <p>【証明書】</p> <p>FAA Form 8130-3 (※1)</p> <p>【発行者】</p>

		FAA 又は FAA の代理人
欧州 (EASA) (注) 欧州連合 に加盟してい ないアイスラ ンド、ノルウェ ー及びスイス を含む。	新規製造品	【証明書】 EASA Form 1 (※1) 【発行者】 EASA の製造認定を受けた者 (Production Organization Approval : POA))
カナダ (TCCA)	新規製造品	【証明書】 TCCA Form One (※1) 【発行者】 TCCA の製造認定を受けた者
ブラジル (ANAC)	新規製造品 (Newly Overhauled 品を 含む)	【証明書】 ANAC Form SEGV00 003 (※1) 【発行者】 ANAC の製造認定を受けた者
英国 (CAA)	新規製造品	【証明書】 CAA Form 1 (※1) 【発行者】 CAA の製造認定を受けた者 (POA)
ロシア (FATA)	新規製造品 ※カモフ社製 Ka-32A11BC へ搭載され るものに限る。	【証明書】 FATA E-02 (※1) 【発行者】 ロシア FATA の製造認定を受けた者

※1 : 承認された設計データへの適合及び安全に運用できることの証明が行われている場合に限る。例えば、FAA Form 8130-3 や EASA Form 1 の場合には、通常、Block 13 に必要事項が記載され、Block 13a において「Approved design data and are in a condition for safe operations」にレ点に記載されている場合を指す。その他、米国における prototype の装備品等 (prepositioned article を含む) については、Form が発行された時点において有効な規則 (FAA Order 8130.21 等) に従って発行されており、型式証明又は追加型式設計承認を受けた後に、承認された設計データへの適合性の確認や安全に運用できることの確認が行われた場合には、本項の装備品等に該当するものとして取り扱う。

※2 : Form 8130-3 の場合、Block4 の発行者を確認し、PAH の番号が記載されていれば PAH

によるタグであることが判別できる。“Direct Shipment Authorization”の場合は、Block12のRemarks欄にその旨が記載される。

※3：米国との耐空性分野の相互承認協定等により、リビルトされた装備品等のうち新規製造品として受け入れ可能なものは発動機製造者によりリビルトされた発動機のみであり、これ以外のリビルトされた装備品等は修理品として取り扱う。リビルト品の取扱いの詳細については、サーキュラーNo.7-001「外国との相互承認協定等について」を参照すること。

(2) 修理品又は改造品

次の表に掲げる装備品等が本項に該当する。

なお、カナダ、シンガポール及び豪州との整備分野の相互承認協定等においては、締結国の認定を受けた事業者であっても、当該事業者（サテライトも含む。）が締結国以外の国（第3国）に所在する場合には、当該事業者において耐空性の確認が行われた装備品等を受け入れることが認められていない。このため、当該事業者は我が国の事業場認定を受ける必要がある点に留意すること。

相互承認協定等の締結国	対象となる装備品等	証明書等
カナダ (TCCA)	修理品、改造品 (オーバーホール品を含む)	【証明書】 TCCA Form One 【発行者】 カナダの領土内に所在する事業者であって、TCCAの認定を受けた者（TCCAによるJCAB Supplementの承認日以降に耐空性を確認したものに限り。）（※1）
シンガポール (CAAS)	修理品、改造品 (オーバーホール品を含む)	【証明書】 CAAS Form(AW) 95 【発行者】 シンガポールの領土内に所在する事業者であって、CAASの認定を受けた者（CAASによる業務規程又は適切なSupplementの承認日以降に耐空性を確認したものに限り。）（※2）
ロシア	修理品、改造品	【証明書】

(FATA)	(オーバーホール品を含む) ※カモフ社製 Ka-32A11BC へ搭載されるものに限る。	FATA E-02 【発行者】 FATA の認定を受けた者
オーストラリア (CASA)	修理品、改造品 (オーバーホール品を含む)	【証明書】 CASA Form 1 【発行者】 豪州の領土内に所在する事業者であって、CASA の認定を受けた者 (CASA による適切な Supplement の承認日以降に耐空性を確認したのものに限る。) (※3)

(注) 表に掲げる外国航空当局に加えて、米国 (FAA)、欧州 (EASA。欧州連合に加盟していないアイスランド、ノルウェー及びスイスを含む。)、英国 (CAA) との間で整備分野に係る相互承認協定等の締結に向けて協議を行っている又は協議を行う予定である。相互承認協定等が締結され次第、表に記載する予定であるが、締結されるまでの間の取扱いについては、本サーキュラーの附則を参照すること。

- ※1 : 加国 TCCA により認定を受けている装備品等修理改造認定事業場であって、航空局の特別要件を満たしたと承認された者及びその承認日は、「日本国国土交通省航空局とカナダ運輸省航空局間の整備に関する技術取決め」(Technical Arrangement for Maintenance: TA-M) に基づいて、ウェブサイト(<https://wwwapps.tc.gc.ca/saf-sec-sur/2/CAS-SAC/aooah.aspx?lang=eng&lang=eng>)に公開されている。
- ※2 : 星国 CAAS により認定を受けている装備品等修理改造認定事業場であって、星国との技術取決め附録 1 の要件を満たすことを承認された事業者は、「シンガポール航空局と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」(Technical Arrangement on Aviation Maintenance: TA-M) に基づいて、ウェブサイト(<https://www.caas.gov.sg/operations-safety/aircraft/maintenance-repair-overhaul>)に公開されている。なお、上記の承認された装備品等修理改造認定事業場から発行される CAAS Form (AW) 95 のタグの備考欄には、CAAS AC 145-13 に基づき“Released under the terms of the CAAS and JCAB TA-M”と記載される。
- ※3 : 豪州 CASA により認定を受けている装備品等修理改造認定事業場であって、豪州との技術取決め附録 1 の要件を満たすことを承認された事業者は、「オーストラリア航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」(Technical Arrangement on Aviation Maintenance: TA-M) に基づいて、ウェブサイト(<https://w>

ww.casa.gov.au/search-centre/rules/part-145-casr-continuing-airworthiness-approved-maintenance-organisations)の AC145-06 に公開されている。なお、上記の承認された装備品等修理改造認定事業場から発行される CASA Form 1 のタグの備考欄には、TA-M 及び CASA AC145-06 に基づき“Released under the provisions of the TA-M between JCAB and CASA”と記載される。

5-4 標準化された規格に適合する部品 (Standard Parts) (規則第 23 条の 19 第 3 号)

(1) 航空機の利用者は、産業界、航空局、外国航空当局、又は国内外のその他の政府機関により認められた規格 (設計、製造及び均一性の識別に関する要件を含む。) に従って製造された部品 (以下「標準部品」という。) を航空機に装備することができる。

標準部品の規格は、次のいずれも満たしていなければならない。

- ① 部品を製造するため、また、規格への適合性を確認するために必要な全ての情報が含まれていること
- ② あらゆる者がその部品を製造できるように規格が公表されていること

上記を満たす規格の例として、次のものが挙げられる。また、標準部品に該当する規格は、航空機の利用者の発行するパーツ・カタログ等においても示されている場合がある。

- ・ 日本産業規格 (JIS)
- ・ National Aerospace Standards (NAS)
- ・ Army-Navy Aeronautical Standard (AN)
- ・ Society of Automotive Engineers (SAE)
- ・ SAE Sematec
- ・ Joint Electron Device Engineering Council
- ・ Joint Electron Tube Engineering Council
- ・ American National Standards Institute (ANSI)
- ・ EN Specifications
- ・ Aerospace Standard (AS)
- ・ Military Standard (MS)
- ・ Semitec
- ・ American Electronics Association
- ・ DIN LN

なお、航空機の利用者が独自に定める規格の部品等は、次の場合を除き、標準部品には

該当しない。

- i) 航空機的设计者から提供される情報（Cross Reference）や航空機的设计者への問合せにより、当該部品の規格が上記の規格と一致することが確認された場合。
- ii) 本項の要件を満たしていることについて、設計製造国当局が認めている場合。

欧州の場合、欧州の航空機的设计者の指定する規格の部品が EASA により standard parts（本項の要件を満たす部品）として認められている場合には、標準部品として取り扱うことができる。例えば、航空機的设计者が EASA の承認を受けて発行する standard parts manual 等の中で、上記の①、②いずれの要件も満たし、かつ、standard parts として指定されている場合や、上記①、②いずれの要件も満たす規格がパーツ・カタログの中で明示されており、当該規格の部品を欧州の航空機的设计者が standard parts として指定している場合には、当該部品を標準部品として取り扱うことができる。これらの要件を満たしているか否かが不明な場合には、必ず航空機的设计者に確認すること。

なお、米国の場合、米国の航空機的设计者が独自に指定する規格の部品等は、標準部品には該当しない。ただし、FAA TSO-C148 (fasteners)、TSO-C149 (bearings) 及び TSO-C150 (seals) に適合する部品については、諸外国における取扱いも踏まえ、本項の standard parts に該当するものとして取扱う。

- (2) 標準部品には、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書は添付されない。このため、航空機の使用者は、標準部品の入手時に次に掲げる事項を確認することにより、航空機的设计者の指定した規格に合致する標準部品であることを確認すること。なお、原則、製造者の発行する C of C により確認する必要があるが、製造者の発行する他の証明書等により次の事項を確認することとしてもよい。

－部品に適用されている規格

－規格への適合性（C of C 等（これらの証明書とトレーサビリティを有することが確認されているサービサブル・タグでもよい）

－バッチ番号（添付されている場合に限る） 等

また、パーツ・カタログやメンテナンス・マニュアルの中で「local supply」と記載されている部品であって（例：Clock の battery）、国内で購入しようとした場合に規格への適合性に関する証明書を入手できない等、やむを得ない理由により規格への適合性を示す証明書等の入手が困難な場合には、航空機の使用において、部品に付されている表示や部品の包装等により、当該部品が航空機的设计者の指定した規格に合致する部品であること及び当該部品の製造者を確認すること。

- (3) 標準部品に対して製造者が発行する C of C 等は、原則、原本でなければならない。一方で、標準部品については製造者における製造数等の理由から、C of C 等の原本を入手

することが困難な場合がある。この場合には、5-1-3 項の規定にかかわらず、次の要件を満たす場合に限り、原本の写しにより(2)項の確認を行うこととしてよい。

- ① 証明書等の文字が潰れて又はかすれておらず、鮮明であること。
- ② 証明書等の信頼性、真正性に疑義が生じた場合に製造者へ問合せること。また、問合せが可能となるよう、製造者の連絡先が記載されている書類等を入手していること。

5-5 その他国土交通大臣が定める装備品等（規則第 23 条の 19 第 4 号）

航空機の利用者は、前項までに掲げる装備品等のほか、次に掲げる装備品等を航空機に装備することができる。

5-5-1 民生用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの

(1) 民生用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの（以下「民生品」という。）とは、次に掲げる全ての要件を満たしている装備品等である。

- ① 航空機の装備品等として使用するために特別に設計又は製造された装備品等ではないこと。
- ② 当該装備品等の不具合が航空機の航行の安全性に影響を及ぼさないこと。
- ③ 当該装備品等の製造者の定める仕様に基づき製造され、当該製造者等による適切な表示がされていること。

(2) (1)の詳細の要件及び民生品として指定を受ける場合の手続きについては、サーキュラーNo.1-503「民生用、軍事用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領」を参照すること。

(3) 航空機の利用者は、追加型式設計承認や修理改造検査等に係る申請の中で作成される、整備手順書又は変更審査表における民生品一覧表を参照することにより、民生品として指定されている装備品等であるかどうかを判別することができる。

(4) 民生品として指定を受けた装備品等は、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書は添付されない。このため、航空機の利用者は、装備品等の入手時に次に掲げる事項を確認することにより、民生品一覧表に掲載されている民生品に該当する装備品等であることを確認すること。なお、原則、製造者や作業実施者が発行する C of C により確認する必要があるが、製造者や作業実施者が発行する他の証明書等により次の事項を確認することとしてもよい。

－製造者

－仕様への適合性（C of C 等）

－バッチ番号（添付されている場合に限る） 等

(5) 二国間の相互承認協定等に基づき受入れ可能な、外国当局（代理人を含む。以下本項に

において同じ。) が承認した設計変更又は外国当局により認定を受けた者が当該認定に基づき承認した設計変更において、当該設計変更に係る設計者が ICA (Instructions for Continued Airworthiness) の中で Commercial Parts 等を指定している場合や、Commercial Parts List を作成している場合がある。

この場合には、次の①又は②のいずれかに該当する場合、ICA の中で指定された Commercial Parts 等及びICA の中の Commercial Parts List に掲載されている装備品等について、本項の規定による民生品として指定を受けた装備品等として取り扱う。

①設計者が作成した Commercial Parts List 又は指定した Commercial Parts 等も含めて外国当局が設計変更等の承認を行っている場合

②外国当局による認定を受けた者(例: EASA の認定を受けた Design Organizations Approvals : DOA) が、外国当局の認定に基づき、Commercial Parts 等を指定して設計変更等の承認を行っている場合

米国においては、Commercial Parts List について FAA の承認を受ける必要があるため、上記の①のケースのみ該当する。欧州においては、①及び②いずれのケースも該当する。また、欧州においては Commercial Parts 以外の装備品等であっても、その不具合が航空機の航行の安全性に影響を及ぼさない装備品等について ICA の中で指定されている場合があり、当該装備品等についても本項の規定による民生品として指定を受けた装備品等として取り扱う。

二国間の相互承認協定等に基づき受入れ可能な設計変更の例は次のとおりであるが、詳細についてはサーキュラーNo.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」を参照すること。

(例)

- ・ EASA が承認した non-significant STC や minor change
- ・ EASA の DOA が承認した minor change
- ・ FAA が承認した minor change

5-5-2 航空機の整備・改造の一環として製作、保守、修理又は改造を行う装備品等

5-5-2-1 航空機の設計者の指示に基づき航空機の整備・改造の一環として航空機の使用者が製作する部品

航空機の設計者の発行するメンテナンス・マニュアル (AMM、SRM) や SB、設計図面等において製作が指示されており、当該指示に基づいて航空機の整備・改造の一環として、航空機の使用 (当該航空機の整備を委託している場合には、委託を受けた航空機の整備事業者を含む。) が製作する部品である。

AMM や SRM に製作方法が定められておらず、個別に航空機の設計者に問い合わせ

航空機の整備・改造の一環として製作を行ってよい旨の回答を得て製作する部品も、本項に含まれるものとする。

本項の部品の製作の例として、次のように、材料を加工して航空機に取り付け可能な状態にする作業が挙げられる。

(例)

- ・ 構造修理用のダブラーやチューブの製作
- ・ ブッシング、スリーブ又はシムの製作
- ・ 航空機の二次構造の構造部材の製作
- ・ コントロール・ケーブルの製作（指定された長さへの切断等）
- ・ 電気ケーブルの被覆の製作
- ・ パーツ・カタログにおいて **Local Manufacturing** が認められている部品の製作

本項の部品を製作する場合には、次に従って行うこと。また、航空機の利用者（当該航空機の整備を委託している場合には、委託を受けた航空機の整備事業者を含む。）が適切に作業を行った上で自ら耐空性基準への適合性を確認して航空機に装備すること。

- (1) 航空機の設計者の発行するメンテナンス・マニュアル（AMM、SRM）や SB、設計図面等における指示に従って適切に製作を行うこと。
- (2) 部品の製作は有資格整備士、航空機整備改造認定事業場（航空機整備改造認定事業場の品質管理体制及び委託先管理の下で委託先において製作する場合を含む）又は整備規程若しくは整備基準に基づき、適切な能力、資格及び経験等を有する者として選任された整備従事者（航空運送事業者又は航空機使用事業者の場合に限る。）において実施すること。
- (3) 部品の製作が大修理又は改造の一環として行われる場合には、当該作業の設計について国の承認（型式設計変更の承認、追加型式設計承認又は修理改造設計承認）又は二国間の相互承認協定等に基づき受入れ可能な外国当局（代理人を含む）若しくは当局から設計の能力について認定を受けた事業者の承認等を受けていること。
- (4) 製作された部品は、航空機の利用者が自ら所有又は運航する航空機以外の航空機に装備してはならない。また、他者に譲渡してはならない。
- (5) 部品の製作に係る社内合格票等の作成及び記録管理

部品の製作後、適切に当該作業が行われて航空機に装備可能な部品であることを示すため、少なくとも次に掲げる事項を記載した書類（社内合格票等）を作成し、装備品等に添付する又は当該書類を適切に保管すること。なお、当該事項を整備記録に記載することにより代えてもよい。

- ① 部品の製作日
- ② 製作した部品の型式、部品番号等（部品番号については当該番号がある場合に限

る)

- ③ 部品の耐空性を確認した有資格整備士等の署名又は押印（確認をした者を特定することが目的であるため、確認印等でも差し支えないものとする。）

耐空性を確認する者は、原則、当該航空機の有資格整備士又は航空機整備改造認定事業場の確認主任者とするが、航空運送事業者又は航空機使用事業者の場合にあっては、整備規程又は整備基準に基づき、適切な能力、資格及び経験等を有する者として選任された整備従事者を含み、また、航空機整備改造認定事業場の場合にあっては、業務規程に基づき、適切な能力、資格及び経験等を有する者として選任された整備従事者を含む。

- (6) 製作された部品を保管する場合は、品質及び機能の低下や損傷が生じない方法で適切に保管をすること。

- (7) 製作された部品を航空機に装備する場合には、その整備・改造の作業区分に応じて、修理改造検査の受検が必要な場合には同検査又は法第 19 条の 2 に基づく確認を受けること。

- (8) 航空機への取り付け時の確認事項等

製作された部品を航空機に取り付ける場合には次に従って行うこと。

- ① 部品の耐空性が確認されていることを書類等により確認すること。
② 次に掲げる事項を航空機の航空日誌（整備記録に代えることも可能）へ記載すること。

イ 取り付けの日付

ロ 部品の型式、部品番号等（部品番号については当該番号がある場合に限る）

ハ 取り付けた部品を管理するために作成していた書類の管理番号

- ③ 必要に応じて当該航空機の装備品リスト等を変更し、航空機の装備品等を適切に管理すること。

- (9) 整備規程（法第 14 条の 2 の規定により認定された整備規程を含む。以下同じ。）又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者にあつては、本項に基づく部品の製作の手順及び管理方法等を整備規程又は整備基準（それぞれ附属書を含む。以下同じ。）に定めること。

5-5-2-2 航空機の設計者の発行するメンテナンス・マニュアル等に基づき航空機の整備・改造の一環として航空機の利用者が保守、修理又は改造する装備品等

航空機の設計者の発行するメンテナンス・マニュアル（AMM、SRM）や SB（これらの技術資料から呼び出される CMM を含む）等に基づき、航空機の整備・改造の一環として、航空機の利用者（当該航空機の整備を委託している場合には、委託を受けた航空機の

整備事業者を含む。)が適切に保守、修理又は改造を行った装備品等である。例として、次に掲げるような対応の必要が生じ、自ら修理等を行った装備品等が該当する。なお、航空機から取り卸した装備品等に対する修理等だけでなく、予備品として保有しているものに対する修理等も含まれる。ただし、整備を委託している場合にあっては、委託先の整備事業者の予備品は含まず、航空機の利用者が保有する予備品のみを対象とする。

(例)

- ・不具合対応
- ・TCD、SB等に基づく対応 等

本項に基づき装備品等を修理等する場合には、次に従って実施すること。また、航空機の利用者(当該航空機の整備を委託している場合には、委託を受けた航空機の整備事業者を含む。)が適切に作業を行った上で自ら耐空性基準への適合性を確認して航空機に装備すること。

なお、航空機から取り卸した装備品等や予備品に対する作業内容が軽微な保守である場合には、本項の規定にかかわらず、当該装備品等を航空機に装備することができる。

- (1) 航空機の設計者の発行するメンテナンス・マニュアル(AMM、SRM)やSB(これらの技術資料から呼び出されるCMMを含む)、航空局が指定する整備方法(サーキュラー、TCD)等に基づき、保守(軽微な保守を除く。以下5-5-2-2において同じ)、修理又は改造を行うこと。
- (2) 装備品等は有効な耐空証明を有する航空機から取り卸したものであることを確認すること(予備品に対する修理等の場合を除く)。ただし、次のいずれも満たす場合には耐空証明の有効期限が一時的に切れた航空機から取り卸した装備品等でもよい。
 - ①耐空証明検査前の航空機の整備のために取り卸した装備品等であること。
 - ②装備品等を航空機から取り卸す時点において、当該航空機の耐空証明検査の申請を行っていること。
 - ③保守、修理又は改造された装備品等は保管せず、取り卸した航空機に再度装備すること。
- (3) 装備品等の保守、修理又は改造は作業の区分に対応した適切な資格を有する整備士、航空機整備改造認定事業場又は整備規程若しくは整備基準に基づき、適切な能力、資格及び経験等を有する者として選任された整備従事者(航空運送事業者又は航空機使用事業者の場合に限る。)において実施すること。
- (4) 装備品等の修理又は改造が大修理又は改造の一環として行われる場合には、当該作業の設計について国の承認(型式設計変更の承認、追加型式設計承認又は修理改造設計承認)又は二国間の相互承認協定等に基づき受入れ可能な外国当局(代理人を含む)若しくは当局から設計の能力について認定を受けた事業者の承認等を受けているこ

と。

- (5) 装備品等の保守、修理又は改造の作業を実施している間は、当該装備品等が航空機に装備することができない状態であることを、その旨を記載した書類を装備品等に添付する等により明確に示すこと。

- (6) 装備品等の保守、修理又は改造に係る社内合格票等の作成及び記録管理

保守、修理又は改造を行った後、適切に作業が行われて航空機に装備可能な装備品等であることを示すため、少なくとも次に掲げる事項を記載した書類（社内合格票等）を作成し、装備品等に添付する又は当該書類を適切に保管すること（予備品に対する修理等の場合は①、②の事項を除く）。また、当該事項を整備記録に記載することにより代えてもよい。

- ① 取り卸し元の航空機の情報（国籍及び登録記号等）
- ② 取り卸した日付
- ③ 取り卸した装備品等の型式、部品番号及び製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）
- ④ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品に限る。なお、当該情報についてはコンピュータ等により管理しても良い）
- ⑤ 装備品等の不具合内容（修理の場合に限る）
- ⑥ 装備品等の保守、修理又は改造を行った日
- ⑦ 装備品等に行った保守、修理又は改造作業の内容
- ⑧ 保守、修理又は改造の作業時に準拠した技術資料（AMM、SRM、SB等）
- ⑨ 装備品等の耐空性を確認した有資格整備士等の署名又は押印（確認をした者を特定することが目的であるため、確認印等でも差し支えないものとする。）

耐空性を確認する者は、原則、当該航空機の有資格整備士又は航空機整備改造認定事業場の確認主任者とするが、航空運送事業者又は航空機使用事業者の場合にあつては、整備規程又は整備基準に基づき、適切な能力、資格及び経験等を有する者として選任された整備従事者を含み、また、航空機整備改造認定事業場の場合にあつては、業務規程に基づき、適切な能力、資格及び経験等を有する者として選任された整備従事者を含む。

- ⑩ 書類の管理番号（トレーサビリティの確保を目的とするもの）

- (7) 保守、修理又は改造された装備品等を保管する場合は、品質及び機能の低下や損傷が生じない方法で適切に保管をすること。

- (8) 取り卸し元の航空機の航空日誌への記載等

上記(6)のうち、②～⑤に掲げる事項を、取り卸し元の航空機の航空日誌（整備記録

に代えることも可能)へ記載すること(予備品に対する修理等の場合を除く)。また、必要に応じて当該航空機の装備品リスト等を変更し、航空機の装備品等を適切に管理すること。

(9) 保守、修理又は改造された装備品等は、次の航空機以外の航空機に装備してはならない。また、他者に譲渡してはならない。

- ① 当該装備品等を取り卸した航空機
- ② 当該装備品等を取り卸した航空機と同じ整備規程又は整備基準の適用を受ける他の航空機
- ③ 航空機の利用者が所有する他の航空機(整備管理者が同じ航空機に限る。)
- ④ 法第113条の2の規定による整備業務の管理の受委託により、取り卸した航空機と同じ整備マニュアルが適用される航空機
- ⑤ 入手後に航空機に装備せずに保管していた予備品に対する修理等を行った場合にあっては、航空機の利用者が所有する航空機(整備管理者が同じ航空機に限る。)

(10) 修理又は改造された装備品等を航空機に装備する場合には、その整備・改造の作業区分に応じて、修理改造検査の受検が必要な場合には同検査又は法第19条の2に基づく確認を受けること。

(11) 航空機への取り付け時の確認事項等

保守、修理又は改造された装備品等を航空機に取り付ける場合には次に従って行うこと。

- ① 装備品等の耐空性が確認されていることを書類等により確認すること。
- ② 次に掲げる事項を航空機の航空日誌(整備記録に代えることも可能)へ記載すること(本項に基づき修理等された予備品を航空機に装備する場合はイの事項を除く)。

イ 取り卸し元の航空機の情報(国籍及び登録記号等)

ロ 取り付けの日付

ハ 取り付けの装備品等の型式、部品番号及び製造番号(製造番号については当該番号がある場合に限る)

ニ 装備品等の総使用時間(時間、日数、サイクル)(限界使用時間が定められている装備品等に限る。なお、当該情報についてはコンピュータ等により管理しても良い)

ホ 取り付けの装備品等を管理するために作成していた書類の管理番号

- ③ 必要に応じて当該航空機の装備品リスト等を変更し、航空機の装備品等を適切に管理すること。

- ④ 整備要目として整備間隔が定められている装備品等については、交換に伴い次回整備までの間隔が変わる場合がある。このため、当該間隔を超えないよう、取り付け先の航空機において次回整備までの間隔を更新する等、適切に管理すること。
- (12) 整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者にあつては、本項に基づく装備品等の保守、修理又は改造の手順及び管理方法等を整備規程又は整備基準に定めること。

5-5-3 整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者により製作された装備品等

- (1) 航空機の利用者による装備品等の製作は、原則として航空機の設計製造者の発行するメンテナンス・マニュアル（AMM、SRM）やSB、設計図面等において航空機整備の一環として装備品等の製作が指示されている場合に、当該指示に基づいて製作される。この場合には、5-5-2-1に従って適切に製作すること。
- (2) 本項は、5-5-2-1以外の方法により、整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者が、認可又は認定を受けた整備規程又は整備基準に従って自ら所有又は運航する航空機の修理又は改造のために製作する装備品等である。法第113条の2の規定による整備業務の管理の受委託が行われる場合において、5-5-2-1以外の方法により、整備業務の管理の受託者が、受託者の整備マニュアルに従って委託者の所有又は運航する航空機の修理又は改造のために製作する装備品等も本項に含む。
- 例として、次のような製作が本項の製作に該当する。

(例)

- ・シートカバー、カーペット、カーテンについて、これらの生地は航空機の設計者の指定するものを入手し、裁縫作業のみ委託して行う製作
 - ・デカールについて、素材は航空機の設計者の指定するものを入手し、切り出し作業のみ委託して行う製作
- (3) 本項に基づき製作する装備品等は、航空機の利用者自らが、当該装備品等の品質について責任を持たなければならない。このため、整備規程又は整備基準に、製作する装備品等の種類や当該装備品等の品質管理基準等を定め、認定又は認可を受けること（整備基準の場合には管轄官署に提出し、審査を受けること）。
- (4) 本項の装備品等の製作にあつての詳細の要件及び整備規程又は整備基準の認可等の手続きについては、サーキュラーNo.1-504「航空機の利用者による装備品等の製作及び承認手続き」を参照すること。

5-5-4 軍用に設計された装備品等であつて安全性への影響がないと認められたもの

航空機の利用者は、自らの航空機の使用形態に応じて、軍用に設計された装備品等を航

空機に装備する場合がある。

- (1) 軍用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの（以下「軍事品」という。）とは、次に掲げる全ての要件を満たしている装備品等である。
 - ① 軍用に設計された装備品等であること。
 - ② 当該装備品等を航空機に装備した場合であっても航空機の安全性が確保されることが確認されていること。
 - ③ 当該装備品等の製造者の定める仕様に基づき製造され、当該製造者等による適切な表示がされていること。
- (2) (1)の詳細の要件及び軍事品として指定を受ける場合の手続きについては、サーキュラーNo.1-503「民生用、軍用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領」を参照すること。
- (3) 航空機の使用人は、追加型式設計承認や修理改造検査等に係る申請の中で作成される、整備手順書又は変更審査表における軍事品一覧表を参照することにより、軍事品として指定されている装備品等であるかどうかを判別することができる。
- (4) 航空機の使用人は、装備品等の入手時に次に掲げる事項を確認することにより、軍事品一覧表に掲載されている軍事品に該当する装備品等であることを確認すること。なお、原則、製造者や作業実施者が発行するC of Cにより確認する必要があるが、製造者や作業実施者が発行する他の証明書等により次の事項を確認することとしてもよい。
 - －製造者
 - －仕様への適合性（CofC等）
 - －バッチ番号（添付されている場合に限る） 等

5-5-5 研究・開発用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの
航空機の使用人は、研究・開発用に設計された装備品等を航空機に装備する場合がある。

- (1) 研究・開発用に設計された装備品等であって安全性への影響がないと認められたもの（以下「研究開発品」という。）とは、次に掲げる全ての要件を満たしている装備品等である。
 - ① 研究・開発用に設計された装備品等であること。
 - ② 当該装備品等を航空機に装備した場合であっても航空機の安全性が確保されることが確認されていること。
 - ③ 当該装備品等の製造者の定める仕様に基づき製造され、当該製造者等による適切な表示がされていること。
- (2) (1)の詳細の要件及び研究開発品として指定を受ける場合の手続きについては、サーキュラーNo.1-503「民生用、軍用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領」

を参照すること。

- (3) 航空機の利用者は、追加型式設計承認や修理改造検査等に係る申請の中で作成される、整備手順書又は変更審査表における研究開発品一覧表を参照することにより、研究開発品として指定されている装備品等であるかどうかを判別することができる。
- (4) 航空機の利用者は、装備品等の入手時に次に掲げる事項を確認することにより、研究開発品一覧表に掲載されている研究開発品に該当する装備品等であることを確認すること。なお、原則、製造者や作業実施者が発行する C of C により確認する必要があるが、製造者や作業実施者が発行する他の証明書等により次の事項を確認することとしてもよい。
 - －製造者
 - －仕様への適合性（CofC 等）
 - －バッチ番号（添付されている場合に限る） 等

5-5-6 カーゴコンテナ等の貨物搭載機器（Unit Load Device）、ギャレーカート及びスタンダードユニットであって安全性が確認されたもの

カーゴコンテナやパレット等の貨物搭載機器（Unit Load Device。以下「ULD」という。）、ギャレーカート及びスタンダードユニットは型式証明や追加型式設計承認の中に含まれていないことがあるが、十分な耐火性や強度を有している必要がある。このため、航空機部品として次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 新規製造又は修理された ULD、ギャレーカート及びスタンダードユニットを領収する際には、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されたものであることを確認し、航空機に装備すること。
- (2) (1)の ULD、ギャレーカート及びスタンダードユニットを搭降載する際には、外観検査を行って損傷等がないことを確認すること。この際、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書は不要である。

5-5-7 追加型式設計承認や修理改造検査等において当該型式の航空機（修理改造検査の場合には当該航空機）に初めて取り付ける装備品等であって、型式又は仕様承認（型式又は仕様承認を受けたものとみなすことができる外国当局による承認を含む）等を受けていないもの

航空機の利用者は、自らの航空機の使用形態に応じて、追加型式設計承認や修理改造設計承認、修理改造検査の申請を行い当該型式の航空機（修理改造検査の場合には当該航空機）に初めて当該装備品等を装備することがある。また、航空機的设计製造者が航空機の利用者からの要望等を踏まえ、型式設計変更の申請を行い当該型式の航空機に初めて当該

装備品等を装備することがある。

この場合、型式又は仕様承認や、型式又は仕様承認を受けたものとみなすことができる外国当局による承認（TSOA、PMA、ETSOA等）（以下「型式又は仕様承認等」という。）を受けている装備品等の場合には、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が必要である。

一方で、

- ①型式又は仕様承認等を受けていない装備品等を追加型式設計承認、修理改造設計承認又は型式設計変更の申請を行い当該型式の航空機に初めて取り付ける場合、又は
- ②型式又は仕様承認等や追加型式設計承認等を受けていない装備品等を修理改造検査の申請を行い当該航空機に初めて取り付ける場合

には、追加型式設計承認、修理改造設計承認又は型式設計変更に係る検査や修理改造検査を受検する段階では航空機との適合性に係る設計承認を受けていない。このため、当該検査の受検前に、当該装備品等に対して追加型式設計承認若しくは修理改造設計承認に係る設計製造者、航空機の設計製造者又は装備品等の設計製造者が装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書を発行することはできない。

この場合に航空機に装備する供試体の装備品等が本項に該当する。

本項の装備品等は、次に従って航空機に装備すること。なお、FAA や EASA においては、これらの装備品等は prototype の装備品等として取り扱われており、FAA Form 8130-3 や EASA Form1 の Block 11「status/work」欄において「prototype」と記載され、Block13a において「Non-approved design data specified in Block 12」にレ点に記載される。

- (1) C of C 等の製造者が発行する証明書が添付されていることを確認すること。
- (2) 追加型式設計承認、修理改造設計承認若しくは型式設計変更に係る検査又は修理改造検査において取り付ける装備品等が、当該検査の申請に係る設計に適合する装備品等であることを示し、航空局による確認を受けること。

5-5-8 型式証明の設計変更や追加型式設計変更の承認を受ける前等に通常の運用における評価を行うために試験的に航空機に装備する装備品等（サービス・トライアル）

特定本邦航空運送事業者（規則第 240 条 1 項 2 号）等が使用する航空機において、その安全性、利便性及び経済性等の向上のために、国の承認を受けた設計に基づく装備品等以外の装備品等を装備する場合がある。本項は、この場合に、型式証明の設計変更や追加型式設計変更の承認を受ける前等に通常の運用における評価（実用評価）を行うために試験的に航空機に装備し、限定使用（サービス・トライアル）する装備品等である。

当該装備品等を航空機に装備する場合には次に従うこと。

- (1) 対象

本項は以下の航空運送事業者が行う限定使用に適用する。

① 特定本邦航空運送事業者

② 上記①以外の航空運送事業者であって、航空法の一部を改正する法律（平成 11 年 6 月 11 日、法律第 72 号）施行前の航空法第 100 条第 1 項の免許を受けたもの。

なお、試験的に装備し実用評価を行う必要がないときには、本項を適用することとはできない。

(2) 計画及び監視プログラムの作成

装備品等の限定使用を行おうとする航空運送事業者は、あらかじめ、当該限定使用の計画、及び安全に係る品質管理体制のもとに、実用評価を行うための監視プログラムを作成し、航空安全推進室長（地方航空局にあっては、前任整備審査官）の承認を得なければならない。

この場合、当該航空運送事業者は、限定使用の状況の管理に資するため、本サーキュラーによる限定使用の各計画に管理番号を付すものとする。

(3) 限定使用の要件

装備品等の限定使用は、次の要件を満足するものでなければならない。

① 限定使用が本項の目的に合致するものであること。

② 当該装備品等に予想される不具合が発生した場合であっても、航空機の安全な運航に支障を生じるおそれがないこと。

(4) 装備品等の要件

装備品等は、その果たすべき機能に照らして、十分な強度、構造及び性能を有するものであり、かつ、装備される航空機の他の部分に悪影響を及ぼすものであってはならない。このため、当該装備品等は、次の要件のいずれかを満足するものであること。また、装備品等の領収時に C of C 等の証明書を確認すること。

① 型式証明の設計変更（法第 13 条第 1 項）、追加型式設計変更（法第 13 条の 2 第 1 項）又は修理改造設計（法第 18 条第 1 項）の手続きが開始され当該装備品等に係る実質的な審査（当該限定使用の目的とする実用評価に係るものを除く）が終了していること。ただし、法第 10 条第 5 項第 2 号に規定する航空機にあっては、当該装備品等について設計製造国の航空当局が承認その他の行為を行っていること。また、規則第 18 条第 2 項第 1 号又は第 3 項の規定により型式証明を行った航空機にあっては、当該装備品等について設計製造国の航空当局が承認その他の行為を行っていること。

② 我が国で設計製造された装備品等を装備し限定使用する場合にあっては、当該装備品等について、型式承認もしくは仕様承認又はこれらと同等の手続きが終了していること。

(5) 装備にあたっての手続き

航空運送事業者は、装備品等の航空機への装備にあたって、その適合性についての審査（当該限定使用の目的とする実用評価に係るものを除く。）を受ける必要があり、その内容に応じて、修理改造検査又は認定事業場による確認を受けなければならない。

(6) 報告

上記(2)による監視プログラムが終了した場合には、対象となった装備品等を航空機から取り卸し、実用評価の結果を当局に報告すること。

5-5-9 その他 5-5-1～5-5-8 で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等

5-5-1～5-5-8 に掲げる装備品等以外の装備品等であって、装備品等の種類、特徴及び航空機に対する安全性への影響を考慮した上で、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書以外の適切な証明や適切な管理等により、十分な安全性が確保されると認められる装備品等である。

次のいずれの要件も満たす装備品等が原則本項に該当するが、要件の一部が適用できない場合に、他の同等な方法により安全性が確保されると認められる装備品等も本項に該当する。

- (1) 整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機に装備される装備品等であること。
- (2) 航空機の利用者は次の事項を整備規程又は整備基準に定め、(5)の管轄官署に提出し、認可又は認定を受けること（整備基準の場合には管轄官署に提出し、審査を受けること）。

① 装備品等の名称、種類

社内規定に定めること（コンピュータ等による管理も含む。）も認められる。また、事前に特定することが困難な場合には、事後に速やかに整備規程、整備基準又は社内規定に定めることとしてよい。この場合であっても、当該装備品等を本項に基づき適切に管理することが求められることに留意すること。

② 装備品等の種類、特長及び航空機に対する安全性への影響を考慮した上で、十分な安全性を確保するための方法

i) 新規製造品の場合には少なくとも次の事項を定めること。

- イ 消耗部品（使用ごとに新品に交換される部品（piece parts））に限ること。
例として、ボルト、ナット、ワッシャー、スクリュー等（5-4 項の標準部品を除く。）が該当する。

ロ 当該部品を航空機に装備せざるを得ない主な理由

ii) 修理品の場合には少なくとも次の事項を定めること。

- イ 当該装備品等を航空機に装備した日から起算して6か月以内に装備品等基

準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付された装備品等と交換すること。ただし、製造中止等により、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書の添付された装備品等の入手が困難な場合はこの限りでない。

- ロ 必要に応じて装備品等の供給者への監査を実地又は書類により行うこと。
特に、FAA Form 8130-3、EASA Form 1等の証明書ではなく、これらの証明書とトレーサビリティを有するサービサブル・タグが添付された装備品等を供給する者については、トレーサビリティを確保する体制となっていることを定期的に監査を行うことにより確認すること。
- ハ 当該装備品等を航空機に装備せざるを得ない主な理由
次のような場合が想定されるが、これらに限られるものではない。
 - a. 運航先における予期せぬ故障等の発生により、外国の航空運送事業者やリース会社等が保有する装備品等（装備品等基準適合証の添付されていないもの）を購入又はリースにより調達せざるを得ない場合
 - b. 製造中止等により、既に市場に出回っている装備品等（装備品等基準適合証の添付されていないもの）を入手せざるを得ない場合

③ 装備品等に添付される証明書

C of C、米国の領土外に所在する事業場が発行する FAA Form 8130-3、EUの領土外に所在する事業場の発行する EASA Form 1等、該当する証明書を定めること。

④ 下記の(3)及び(4)に掲げる事項

⑤ 装備品等の管理方法

本項に該当する装備品等とそれ以外の装備品等を区別して管理する方法を定めること。

⑥ 装備品等の航空機への取り付けに関する整備記録の作成

原則、次に従って整備記録を作成すること。ただし、他の方法により装備品等がいずれの航空機に装備されたかを管理する場合には、当該管理を整備記録の作成に代えることができるものとする。

- イ (4)③に掲げる事項を記載すること。同じ事項が記載された証明書等を添付することにより代えてもよい。
- ロ 装備品等の証明書（C of C、FAA Form 8130-3、EASA Form 1等）を整備記録に添付すること等によりトレーサビリティを確保すること。
- ハ 整備記録は必要に応じ閲覧できるように整理保管すること。

⑦ 不具合情報等の記録及び管理

装備品等の入手時及び運航中に発生した不具合等について、記録及び管理を行う

こと。ただし、当該不具合が当該部品に起因するものであるかどうかの因果関係が明らかでないものを除く。

⑧ 装備品等の供給者の一覧

社内規定に定めることも認められる。また、事前に特定することが困難な場合には、事後に速やかに整備規程、整備基準又は社内規定に定めることとしてよい。

(3) 装備品等の入手時の確認事項等

① 装備品等について詳細な目視検査を実施し、亀裂、歪み、変形、変色、腐食、摩耗、破損、凹み、溶接部の分離（該当する場合のみ）、結合部の肉厚減少（該当する場合のみ）、締結の緩み（該当する場合のみ）がないことを確認すること。

② C of C、FAA Form 8130-3、EASA Form 1 等の証明書（これらの証明書とトレーサビリティを有することが確認されているサービサブル・タグでもよい。）が当該装備品等に添付されていることを確認すること。

③ 装備品等の証明書や納品書等により、次の事項を含む適切な識別・表示がされていることを確認すること。

イ 装備品等の名称、型式、部品番号、製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）

ロ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る）

④ 装備品等に関する次の整備記録等を確認すること。

イ 装備品等の改修状況（SBの適用状況等）

ロ TCD、AD等の実施状況

ハ その他参考となる装備品等の整備記録（リビルト、オーバーホール、検査、修理等の記録）

(4) 航空機への取り付け時の確認事項等

① 装備品等の外観を検査し、問題のないことを確認すること。

② 航空機に装備した後、機能検査を実施し、当該機能検査の結果、問題ないことを確認すること（機能検査が必要なものに限る）。

③ 原則、次に掲げる事項を航空機の航空日誌（整備記録に代えることも可能）へ記載すること。ただし、他の方法により装備品等がいずれの航空機に装備されたかを管理する場合には、当該管理を整備記録等の作成に代えることができるものとする。

イ 取り付けの日付

ロ 取り付けの装備品等の型式、部品番号及び製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）

ハ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る。なお、当該情報についてはコンピュータ等により管理しても良い）

(5) 管轄官署は次のとおりとする。

- ①航空運送事業者：整備規程の認可を行った官署
- ②航空機使用事業者：整備基準の審査を行った官署
- ③自家用運航者：整備規程の認定を行った官署

(6) 本項に該当する装備品等の使用状況等について、航空運送事業者にあつては定例会議において、その他の航空機の使用者にあつては耐空証明検査において報告を求める場合があるため、本項に基づき適切に装備品等の管理を行うこと。また、本項の装備品等について安全上問題があるおそれがあると当局が判断した場合には、法第 134 条の規定に基づき、当該装備品等を装備した航空機の使用者に対し、報告徴収を行う場合がある点に留意すること。

5-5-10 良品として再活用する装備品等

航空機の使用者が、航空機から一時的に取り卸して再度装備する装備品等や、装備品等から取り卸して再度装備する構成部品が本項に該当する。

これらの装備品等やその構成部品は、本項に従って適切に管理する場合には、航空機に装備することができる。

なお、航空機の整備作業や他の装備品等の不具合探求に伴って取り卸した装備品等であつて航空機の不具合と関係のない装備品等を、保管せずに航空機に再度装備する場合には、本項の規定にかかわらず、航空機に再度装備することができる。

また、本項に基づく装備品等の再活用は、航空機の使用者自身が航空機から取り卸した装備品等の損傷等の有無の確認や記録管理等を行い、当該装備品等の耐空性について責任をもつ前提で、航空機に再度装備するものである。

このため、耐空検査前の整備や重整備等の整備作業を整備事業者に委託する場合には、当該整備事業者が航空機から取り卸して損傷等の有無の確認等を行った装備品等について、本項の規定を適用して航空機に再度装備することは原則できない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、本項に該当する装備品等として航空機に装備することができる。

- ①航空機の使用者自身が本項に基づいて航空機から取り卸した装備品等の損傷等の有無の確認や記録管理等を行い、適切に管理している装備品等を整備委託先の事業者に支給し、当該整備事業者が 5-5-10-4 に従って航空機に装備する場合
- ②サーキュラーNo.2-001 の第IV部 3-1 の「(6) 品質管理制度」の規定に基づき、航空機整備改造認定事業場が、航空機の使用者からの指示を受け、当該航空機の使用者の整

備規程又は整備基準に定める方法に従って装備品等の管理や再活用を行って航空機に
装備する場合

なお、委託先の整備事業者が航空機からの取り卸し作業のみを行い、その後、航空機の使
用者が本項に基づいて取り卸し時の損傷等の有無の確認も含めて必要な確認や記録管理等
を行い、適切に管理している装備品等については、航空機の使用自身自身が当該装備品等の耐
空性の確認を行うため、本項に基づき良品として再活用することができる。

5-5-10-1 航空機の不具合探求に伴い取り卸す装備品等

航空機の使用人は、航空機の不具合探求を目的として装備品等を取り卸し、一時的に保
管する場合がある。この場合の装備品等が本項に該当する。

当該装備品等は次に従って保管・管理等を行うこと。

(1) 取り卸した装備品等は、不具合探求中のため一時的に装備することができない状態であ
ることを、その旨を記載した書類を装備品等に添付する等により明確に示し、適切に保
管すること。

(2) 航空機の不具合探求の結果、航空機の不具合が、取り卸した装備品等の不具合に起因し
ているかどうかによって、次のとおり必要な措置を行うこと。

① 航空機の不具合の原因が当該装備品等以外にあることが確認され、また、不具合の
原因が当該装備品等に影響を与えていないことが確認された場合

当該装備品等を良品（航空機に再度装備可能な装備品等をいう。以下本サーキュ
ラーにおいて同じ。）として扱うことができる。良品として活用する場合には、
5-5-10-4 に従って適切に管理すること。

② 航空機の不具合の原因が当該装備品の不具合に起因していると確認された場合

当該装備品等を良品として扱うことはできない。このため、再度航空機に装備す
ることができないことを、その旨を記載した書類を装備品等に添付する等により明
確に示し、修理等を適切に実施すること。

5-5-10-2 その他の目的で航空機から取り卸す装備品等

航空機の使用人は、時間管理上又は部品管理上等の目的のために装備品等を取り卸し、
当該装備品等に対して修理又は改造を行うことなく予備品として保管する場合がある。

また、サーキュラーNo.3-010「高度計及び静圧系統の規格及び点検について」及びサー
キュラーNo.3-011「二次レーダー・トランスポンダ装置の定期点検について」等に基づき、
保守に相当する点検作業等を行うために装備品等を取り卸し、点検作業を委託して行い、点
検後に航空機に装備する又は予備品として保管する場合がある。

これらの場合の装備品等が本項に該当する。当該装備品等は、取り卸した後又は保守作業

を行った後に外観検査を行い、損傷等が確認されず修理又は改造作業が不要と判断される場合には、良品として扱うことができる。良品として活用する場合には、5-5-10-4 に従って適切に管理すること。

5-5-10-3 装備品等から取り卸す構成部品

航空機の利用者は、整備作業に必要な部品の在庫がない場合等に、他の航空機の装備品等や、予備品として保管する装備品等からその構成部品を取り卸して活用する場合がある。この場合の構成部品が本項に該当する。

構成部品の例として、次のようなものが挙げられる。

(例)

- ・発動機や APU の燃料ポンプ、滑油ポンプ、ガバナー、ギアボックス
- ・ランディングギアアセンブリのリンク
- ・ Fire Bottle Assy の Cartridge
- ・バルブアセンブリのエアフィルター
- ・ Passenger Service Unit Panel のスピーカー、酸素発生器

装備品等の構成部品を活用するケースは主に次の2つに大別される。

- ① 航空機から取り卸された装備品等からその構成部品を取り卸して活用する場合
- ② 予備品として保管されている、装備品等基準適合証等の証明書が添付されている装備品等からその構成部品を取り卸して活用する場合

上記のケースについて、それぞれ次の(1)又は(2)に従って適切に管理すること。

- (1) ①の場合、当該構成部品が装備品等の航空機からの取り卸し理由（不具合等）の原因となっておらず、かつ、取り卸した構成部品の外観検査を行い、損傷等が確認されず整備作業等が不要と判断される場合には、当該構成部品を良品として扱うことができる。

良品として活用する場合には、5-5-10-4 に従って適切に管理すること。

- (2) ②の場合、既に当該構成部品の耐空性は確認されていることから、当該構成部品を良品として扱うことができる。

良品として活用する場合には、5-5-10-4 に従って適切に管理すること。なお、航空機から取り卸しているものではないため、5-5-10-4(2)及び(5)の事項の確認は不要である。

5-5-10-4 良品として管理及び活用する場合の要件

- (1) 良品を装備可能な航空機の範囲

航空機の利用者は、5-5-10-1 又は 5-5-10-2 に基づき航空機から取り卸した装備品等

について本項に従って良品として適切に管理することにより、次の航空機に装備することができる。5-5-10-3に基づき取り卸した構成部品についても同様に、本項に従って良品として適切に管理することにより次の航空機に装備することができる。

なお、本項の装備品等を他者に譲渡してはならない。

- ① 当該装備品等又はその構成部品を取り卸した航空機
- ② 当該装備品等又はその構成部品を取り卸した航空機と同じ整備規程又は整備基準の適用を受ける他の航空機
- ③ 航空機の利用者が所有する他の航空機（整備管理者が同じ航空機に限る。）
- ④ 法第 113 条の 2 の規定による整備業務の管理の受委託により、取り卸した航空機と同じ整備マニュアルが適用される航空機

(2) 装備品等を取り卸す際の確認事項

航空機の利用者は、航空機から装備品等（その構成部品を含む。以下(2)において同じ）を取り卸す際に少なくとも次に掲げる事項を確認すること。

- ① 有効な耐空証明を有する航空機から取り卸した装備品等であること。
- ② 装備品等が航空機に装備されている間に、当該装備品等の安全性に影響を与える不具合等が発生していないこと。
- ③ 耐空性改善通報への適合状況が適切であること。（航空機として適合状況を管理している場合を除く）
- ④ 当該装備品等に対して要求されている整備要目の設定の有無や実施状況
- ⑤ SB の適用状況（航空機として適用状況を管理している場合を除く）
- ⑥ 限界使用時間（時間、日数又はサイクル）が定められている装備品等については、当該限界使用時間を超えていないこと。

(3) 構成部品を取り卸す際の追加の確認事項等

装備品等からその構成部品を取り卸す際には(2)の確認に加えて、次の条件を満たしていなければならない。

- ① 構成部品の取外し・取り付け作業が航空機の利用者の発行するメンテナンス・マニュアル（AMM、SRM）や SB で明確に示されており、また、当該技術資料において航空機の利用者による構成部品の取外し・取り付けが認められていること。
- ② 構成部品の取外し・取り付けに係る作業の区分が小修理以下であること。
- ③ 当該構成部品を再度装備品等に取り付ける際に、特別な調整作業、機能確認（リーク・チェックや簡単なセルフ・テスト機能、BITE 機能等の自己診断機能等による確認作業を除く。）等が必要ない構成部品であること。
- ④ 構成部品が発動機補機の場合、発動機本体に取り付けた後、台上試運転による確認を必要としないこと。

- ⑤ 構成部品が部品番号及び製造番号等で識別できること。(製造番号については当該番号がある場合に限る)
- ⑥ 発動機又はプロペラの構成部品の取り外し・取り付けを実施した場合には、規則第142条第2項の規定により、必要に応じて地上備え付け用航空日誌に必要な事項(部品番号、製造番号等)を記載すること。
- ⑦ 構成部品を取り外した装備品等は、当該構成部品(装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付された装備品等や良品として管理されているものに限る)が装備されるまで、航空の用に供することができないことを、その旨を記載した書類を装備品等に添付する等により明確に示し、適切に保管すること。また、当該構成部品が装備された装備品等を良品として活用する場合には、本項に従って適切に管理及び活用すること。
- ⑧ 構成部品の整備管理を適切に行うため、整備記録等を作成し、構成部品の使用時間(TT、TSO等)及び過去の整備記録(過去から現在に至るまでに当該構成部品が装備されていた装備品等や航空機に係る情報も含む。)を構成部品単体で適切に管理すること。(コンピュータ等により管理しても良い)

(4) 装備品等の取り卸しに係る記録管理

取り卸した装備品等(その構成部品を含む。以下(4)において同じ)を良品として活用する場合には、航空機に装備可能な装備品等であることを示すため、少なくとも次に掲げる事項を記載した書類を作成し、装備品等に添付する又は当該書類を適切に保管すること。ただし、不具合探求のために取り卸した装備品等であって不具合が認められず、保管することなく同一の航空機に再度装備する場合には、この限りではない。

- ① 取り卸し元の航空機の情報(国籍、登録記号等)
- ② 取り卸し元の装備品等の情報(型式、部品番号、製造番号等)(構成部品を取り卸す場合に限る)
- ③ 取り卸した日付
- ④ 取り卸した装備品等の型式、部品番号及び製造番号(製造番号については当該番号がある場合に限る)
- ⑤ 装備品等の総使用時間(時間、日数、サイクル)(限界使用時間が定められている装備品等に限る。なお、当該情報についてはコンピュータ等により管理しても良い)
- ⑥ 取り卸した理由
- ⑦ 装備品等の耐空性を確認した有資格整備士等の署名又は押印(確認をした者を特定することが目的であるため、確認印等でも差し支えないものとする。)

耐空性を確認する者は、原則、当該航空機の有資格整備士又は航空機整備改造

認定事業場の確認主任者とするが、航空運送事業者又は航空機使用事業者の場合にあつては、整備規程又は整備基準に基づき、適切な能力、資格及び経験等を有する者として選任された整備従事者を含む。

⑧ 書類の管理番号（トレーサビリティの確保を目的とするもの）

(5) 取り卸し元の航空機の航空日誌等への記載等

上記(4)のうち、③～⑥に掲げる事項を、取り卸し元の航空機の航空日誌（整備記録に代えることも可能）へ記載すること。また、必要に応じて当該航空機の装備品リスト等を変更し、航空機の装備品等を適切に管理すること。

(6) 装備品等を保管する場合には、その品質及び機能の低下や損傷が生じない方法で適切に保管をすること。また、時間管理又は保管期限管理を必要とする装備品等は、その使用時間、有効期間について個々に管理すること。

(7) 構成部品の装備品等への取り付け時の確認事項等

良品として管理している構成部品を装備品等に取り付ける場合には次に従って行うこと。

- ① 構成部品の耐空性が確認されていることを書類等により確認すること。
- ② 構成部品の取り卸し後に修理又は改造が行われていないことを確認すること。
- ③ 限界使用時間の定められている構成部品にあつては、取り付け先の装備品等において時間管理を適切に行うこと。
- ④ 構成部品の取り付け後は、(8)に従って当該装備品等を航空機に取り付けること。

(8) 装備品等の航空機への取り付け時の確認事項等

良品として管理している装備品等（その構成部品を含む。以下(8)において同じ）を航空機に取り付ける場合には次に従って行うこと。良品として管理されている構成部品を装備品等に取り付けた後、当該装備品等を航空機に取り付ける場合も次に従って行うこと。

- ① 装備品等の耐空性が確認されていることを書類等により確認すること。
- ② 装備品等の取り卸し後に修理又は改造が行われていないことを確認すること。
- ③ 次に掲げる事項を航空機の航空日誌（整備記録に代えることも可能）へ記載すること。

イ 取り卸し元の航空機の情報（国籍、登録記号等）

ロ 取り付けの日付

ハ 取り付けの装備品等の型式、部品番号及び製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）

ニ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る。なお、当該情報についてはコンピュータ等により管理

しても良い)

ホ 取り付けした装備品等を管理するために作成していた書類の管理番号

④ 必要に応じて当該航空機の装備品リスト等を変更し、航空機の装備品等を適切に管理すること。

⑤ 整備要目として整備間隔が定められている装備品等については、交換に伴い次回整備までの間隔が変わる場合がある。このため、当該間隔を超えないよう、取り付け先の航空機において次回整備までの間隔を更新する等、適切に管理すること。

(9) 整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者にあつては、本項に基づき良品を活用する場合の手順及び良品の管理方法等を整備規程又は整備基準に定めること。

5-5-11 有効な耐空証明を有しない航空機から取り卸して再利用する装備品等

航空機の利用者は、有効な耐空証明を有しない航空機から取り卸した装備品等を再利用する場合がある。この場合の装備品等が本項に該当する。

当該装備品等は、次の2つのケースに大別される。

①航空の用に供する予定のない航空機等から取り卸した装備品等

②事故等の要因により損傷した航空機から取り卸した装備品等

それぞれのケースについて、国際民間航空条約第8 附属書の耐空性マニュアル (Doc 9760) に準拠し、次の(1)又は(2)に従って必要な措置を講じることにより、航空機に装備することができる。

(1) 航空の用に供する予定のない航空機等から取り卸した装備品等を再利用する場合

退役等の理由により航空の用に供する予定のない航空機の装備品等や、一時的に耐空証明が失効している航空機の装備品等は、適切な保存整備を実施していない可能性があることから、保管環境及び保管期間等の状況により装備品等の機能が影響を受ける可能性がある。このため、これらの装備品等を再利用する場合には、次に従って必要な措置を講じ、耐空性基準に適合することについて装備品等修理改造認定事業場等による確認を受けなければならない。

① 航空機に搭載された装備品等を取り外す場合は、航空機的设计者の発行するメンテナンス・マニュアル (AMM、SRM) や SB に基づき適切に作業を実施すること。

② 取り卸した時点において、次の整備記録等を確認すること。

イ 装備品等の使用時間 (TT、TSO 等)

ロ 装備品等の改修状況 (SB 等の適用状況)

ハ TCD、AD 等の実施状況

ニ ハードランディング、雷撃等の不具合事象

ホ その他関係する事項

③ 装備品等修理改造認定事業場又は外国の航空当局により認定を受けた事業場等において、装備品等の機能を確認するために、上記ロで確認した整備記録等に応じた機能検査等（必要に応じて一般的外観検査からオーバーホール作業まで要求される）を実施すること。

④ 上記③の機能検査等の実施後に、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されていることを確認すること。

(2) 事故等の要因により損傷した航空機から取り卸した装備品等を再利用する場合

事故等の要因により損傷、又は衝撃等の影響を受けた航空機に装備されている装備品等を取り卸し、航空の用に供する航空機に再利用する場合は、その影響について正確に把握しなければならない。事故等により発生した衝撃荷重が装備品等の証明荷重を超えていると、歪みが残った場合に強度低下、機能低下、クラックの発生が生じる可能性がある。また火災等の影響により金属特性が変化することで強度低下が起こることなども考えられる。このため当該装備品等を再利用する場合は、次に従って、クラック、歪み、火災等による影響を評価した上で、耐空性基準に適合することについて装備品等修理改造認定事業場等による確認を受けなければならない。

① 航空機に搭載された装備品等を取り外す場合は、航空機の設計者の発行するメンテナンス・マニュアル（AMM、SRM）やSBに基づき適切に作業を実施すること。

② 上記(1)②の各事項に関する装備品等の整備記録等を確認すること。

③ 装備品等の耐空性に係る次の評価を実施すること。

イ クラックの状況について、目視又は非破壊検査等の必要な検査を実施し評価を行うこと。

ロ ゆがみ等の影響を確認するために寸法検査を実施すること。当該装備品等の原設計の寸法等が不明確で評価することが困難である場合は、再利用してはならない。

ハ 火災等の影響による金属特性の重大な変化を評価する場合は、必要に応じて試験機関等において評価を実施すること。

ニ その他必要な評価を実施すること。

④ 上記(2)③による評価の実施後、装備品等修理改造認定事業場又は外国の航空当局により認定を受けた事業場等において、装備品等の機能を確認するために、上記ロ及びハによる整備記録等の確認及び耐空性の評価に応じた機能検査等（必要に応じて一般的外観検査からオーバーホール作業まで要求される）を実施すること。

⑤ 上記(2)④の機能検査等の実施後に、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されていることを確認すること。

5-5-12 滑空機に装備される新規製造品の装備品等であって、装備品等の種類、特徴等を考慮した上で、航空機の安全性に重大な影響を及ぼさないと認められたもの
次に掲げる全ての要件を満たす装備品等が本項に該当する。

(1) 次のいずれにも該当しない装備品等であること。

①時間管理部品

時間管理部品は通常、AMM 又は AFM の ALS (Airworthiness Limitation Section)に掲載されている。

②主要構造 (primary structure) に係る装備品等

航空機の設計者の発行する文書 (SB、IPC、メンテナンス・マニュアル、TC、STC 等) を参照すること。

③操縦系統に係る装備品等

(2) 当該装備品等を装備する航空機が特定されていること。

(3) 当該装備品等の製造者が発行する C of C 等の証明書が添付されており、C of C 等の証明書に次の事項が記載されていること。また、航空局の承認を受けた設計への適合性を確保するため、IPC、CMM 又は SB 等に記載されている部品番号及び Vendor Code により特定される製造者から直接装備品等入手すること。

①装備品等の名称及び部品番号

②装備品等が航空局の承認を受けた設計に適合すること

③証明書の発行日

(4) 航空機の使用者が(1)~(3)の要件への適合性を確認し、当該適合性について責任を有すること。

(5) 航空機の使用者は、本項に該当する装備品等を滑空機に装備する場合には、「装備品等の整備記録書 (様式 I)」に必要事項を記載の上、耐空検査員に提出し、承認を受けること。

(6) 耐空検査員は、本項の要件に適合していることを確認した場合には、「装備品等の整備記録書」の耐空検査員記入欄に必要事項を記入し、承認する。承認後、原本は航空機の使用者に返還し、写しを航空局安全部安全政策課に送付すること。

6 代替の方法により安全性が確保されると認められる装備品等

耐空証明のある航空機の使用者は、航空機に装備品等を装備する場合に、当該装備品等が本サーキュラーに従ったものでなければ、航空機に装備することはできない。ただし、本サーキュラーの5項及び関係附則に該当しない装備品等であって、次のいずれの要件も満たす装備品等については、本サーキュラーの5-5-9項の装備品等に該当するものとし、航空機に装備することができる。

- (1) 原則として、時間管理部品、主要構造（primary structure）に係る装備品等、操縦系統に係る装備品等のいずれにも該当しない装備品等であること。
- (2) 本項を適用せざるを得ない十分な理由があると認められる装備品等であること及び代替の方法により安全性が確保されると認められる装備品等であること。
- (3) 航空機の利用者が(1)、(2)の要件への適合性を確認し、当該適合性について責任を有すること。
- (4) 航空機の利用者は(1)、(2)の要件を満たすことを確認の上、「装備品等の承認申請書（様式Ⅱ）」に必要事項を記載し、原則として当該航空機の定置場を管轄する航空機検査官室（滑空機の場合には耐空検査員）に提出し、承認を受けること。なお、装備品等の種類、特徴及び航空機に対する安全性への影響を考慮した上で、航空局（滑空機の場合には耐空検査員）が必要と認めた場合には実地検査を行うものとする。
- (5) 航空機検査官室（滑空機の場合には耐空検査員）は、本項の要件に適合していることを確認した場合には、「装備品等の承認申請書」の航空局（耐空検査員）記入欄に必要事項を記入し、承認する。承認後、原本は航空機の利用者に返還し、写しを航空機検査官室で保管する。耐空検査員が承認を行った場合には、原本を航空機の利用者に返還し、写しを航空局安全部安全政策課に送付すること。

7 材料（Material）

- (1) 材料は装備品等に該当しないため、法第 16 条第 2 項の適用を受けず、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されている必要はない。

一方で、航空機の耐空性を維持する上で重要であるため、航空機の利用者は、国の承認を受けた設計に基づく仕様に適合するものを使用すること。このため、航空機の利用者は、材料の入手時に次に掲げる事項を確認すること。

- ①材料に適用されている仕様
 - ②仕様への適合性
 - ③バッチ番号（添付されている場合に限る）
 - ④保管条件又は使用期限（該当する場合） 等
- (2) 材料の例として、次のようなものが挙げられる。

(例)

○消耗材料（Consumable material）

潤滑剤、セメント、化合物、塗料、化学染料、シーラントなど、一度しか使用されないもの。

○原材料（Raw material）

金属、プラスチック、木材、布地など、航空機の装備品等にするために加工が必

要なもの。

8 装備品等の入手時の確認

航空機の利用者は、装備品等を入手した場合には、本サーキュラーの規定に基づき、当該装備品等が国の承認を受けた設計に適合し、また耐空性基準に適合していることを示す証明書や技術文書等が添付されていることを確認すること。

当該確認においては、本サーキュラーの規定に基づき、装備品等に応じて、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書（FAA Form 8130-3、EASA Form 1等）、CofC等の証明書の他に、次の表を参考にして設計承認等の表示や作業記録を確認すること。なお、整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者にあつては、整備規程又は整備基準に定める領収検査の基準に従つて確認を行うこととしてよい。

装備品の種類	確認内容	具体的な確認事項の例
新規製造品	設計基準への適合性	<p>以下のような表示等が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該装備品等が受けている設計承認（型式又は仕様承認、TSOA、PMA、ETSOA、EPA等） ・製造者名、住所 ・名称、型式、部品番号、製造番号 ・製造年月日
新規製造品	製造作業に関する品質保証／耐空性の確認	<p>以下のような装備品等の製造者が発行した文書等が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐空性基準に適合することの証明書（Form 8130-3、Form1）等 <p>【Direct Ship Authorization が行われている装備品等の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAAのPAH（Production Approval Holder）によるDirect Ship Authorizationが行われていることについて、Form 8130-3に「Airworthiness approval – Direct shipment authorization」等が記載されていること。 ・EASAのPOA（Production Organization Approval）から入手した装備品等については、Direct Delivery Authorizationは、行われているものと考えて良い。
修理品	修理作業等の品質保証／耐空性の確認	<p>以下のような装備品等の修理事業者が発行した文書等が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐空性基準に適合することの証明書（Form 8130-3、Form1） ・リビルト、オーバーホール、検査、改修、修理等の装備品等に対する作業内容に関する記録 ・装備品等の構成部品の交換に関する記録 ・整備の実施にあたり準拠したメンテナンス・マニュアル

		・当該装備品等の修理又は改造に関する設計の承認書等（該当する場合）
新規製造品、修理品	現状の確認	以下のような装備品等の現況に関する記録が該当する。 ・耐空性改善通報（TCD、AD）の適用状況 ・SBの適用状況 ・総使用時間（時間、日数、サイクル）／オーバーホールからの経過時間（日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る。） ・保管期限データ

9 登録記号を打刻する金属板等やソフトウェアの取扱い

9-1 登録記号を打刻する金属板、識別版の取扱い

規則第 11 条の規定により登録記号を打刻する金属板（以下「打刻プレート」という。）及び規則第 141 条の規定による識別版については原則、法第 3 章の装備品等には該当しないため、法第 16 条第 2 項の規定による装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書は不要である。ただし、型式証明や追加型式設計承認等、国の承認を受けた設計に打刻プレート及び識別版が含まれている場合には、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が打刻プレート及び識別版に添付されていることを確認すること。

この場合であっても、打刻プレートへの登録記号の打刻作業に対して、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書の添付は不要である。

9-2 耐空類別が飛行機輸送 T である航空機に装備されるソフトウェアの取扱い

航空機には様々なソフトウェアが装備されており、特に大型機には多くのソフトウェアが搭載されているところ、耐空類別が飛行機輸送 T である航空機に装備されるソフトウェアについては本項を参考に取扱うものとする。

ソフトウェアは次の 3 種類に大別される（ARINC667 参照）。航空機の利用者は、本項に基づきそれぞれ必要な証明書等が添付されていることを確認すること。なお、ソフトウェアがいずれに該当するかが不明な場合には型式証明や追加型式設計承認の保有者に確認すること。

①Loadable Software Aircraft Part (LSAP)

②Operationally Approved Software

③Aircraft Support Data (ASD)

9-2-1 Loadable Software Aircraft Part (LSAP)

LSAP は型式証明や追加型式設計承認等、国の承認を受けた設計に含まれているソフトウェアであり、法第 10 条第 4 項第 1 号の規定による耐空性基準が適用されるものである。

LSAP は RTCA DO-178 等の技術基準に従って型式又は仕様承認、TSOA、ETSOA 等の設計承認を取得する必要がある、また国の承認を受けた設計に基づき製造されるため、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されていることを確認すること。

例えば、Air Data Module (ADM)、Electronic Flight Instrument System (EFIS)、Primary Flight Computer (PFC)、TCAS 等に係るソフトウェアが LSAP に該当する。また、LSAP は次のとおり細分化される。

(1) Supplier Controlled SW

型式証明、型式又は仕様承認（型式又は仕様承認を受けたものとみなすことができる外国当局による承認を含む。）等の設計承認を受けた者が製造するソフトウェアである。

(2) User Certified SW (UCS)

航空機の利用者のニーズに応じて(1)のソフトウェアを一部改修して製造するソフトウェアである。

当該ソフトウェアを製造する場合には、航空機の利用者が(1)のソフトウェアの設計製造者と連携しつつ追加型式設計承認等を取得する必要がある。

UCS の例として、次のようなものが挙げられる。

(例)

- ・客室の座席配置の変更に伴って客室の照明制御を設定し直すために使われる、cabin management system の configuration database に係るソフトウェア

9-2-2 Operationally Approved Software

Operationally Approved Software は型式証明や追加型式設計承認等、設計に係る国の承認を受けることが不要である一方で、運航承認又は運航規程若しくは整備規程の認可等の当局の承認等を受けることが必要なソフトウェアを指す。

これらの承認等のいずれも不要なソフトウェアは原則 Operationally Approved Software には該当しないが、航空機の利用者の判断により Operationally Approved Software として取扱っても差し支えない。

Operationally Approved Software は設計に係る国の承認を受けることが不要なソフトウェアであるため、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書は不要である。

例として、次のようなものが Operationally Approved Software に該当する（例示であるため、運航承認又は運航規程若しくは整備規程の認可等の当局の承認等の不要なものも含まれていることに留意すること）。

(例)

- ・航空機の利用者が改修を行った場合であっても耐空性に影響を及ぼさず、設計に係る

国の承認を受けることが不要なソフトウェア (User Modifiable Software)

注：User Modifiable Software は、型式証明や追加型式設計承認の保有者が安全性の評価を行い、予め指定しているものである。航空機の利用者はいずれのソフトウェアが User Modifiable Software に該当するかを型式証明や追加型式設計承認の保有者に確認すること。

- ・サーキュラー「EFB を使用する航空機運航の実施承認基準」に基づき承認を受けて使用する EFB のソフトウェア
- ・航法データベース
- ・整備に関する技術的資料を閲覧するためのソフトウェアであって、認可又は認定を受けた整備規程又は整備基準に基づき航空機の利用者が管理するもの

9-2-3 Aircraft Support Data (ASD)

ASD は設計に係る国の承認を受けることが不要なソフトウェアであって、かつ、運航承認又は運航規程若しくは整備規程の認可等の当局の承認等を受けることも不要なソフトウェアを指す。ASD は設計に係る国の承認を受けることが不要なソフトウェアであるため、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書は不要である。

例として、次のようなものが ASD に該当する。

(例)

- ・機内エンターテインメントのファイル
- ・航空会社の免税店やホテルのリスト

10 装備品等の非破壊検査を修理事業者に委託する場合の取扱い

非破壊検査はサーキュラーNo.3-001「航空機の整備及び改造について」の規定により小修理に該当する。航空機の利用者が装備品等の修理を修理事業者に委託する場合には、原則、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が必要であるが、非破壊検査は航空機の整備の一部工程として行われることも多く、また、装備品等だけでなく航空機の機体構造（例：航空機の外板、Wing structure、Wing strut/Wing spar と胴体との接合部等）に対して行われることもあり、通常の装備品等の修理作業とは性質が異なる。このため、装備品等の非破壊検査の委託については、諸外国における取扱いも踏まえて、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 航空機の利用者が航空機の整備・改造を行う中で、航空機の整備・改造作業の一部工程として装備品等の非破壊検査を行う場合に、当該非破壊検査を修理事業者に委託する場合

航空機的设计者の発行するメンテナンス・マニュアル (AMM、SRM) 等に基づき航

空機の整備・改造の一環として航空機の利用者（当該航空機の整備を委託している場合には、委託を受けた航空機の整備事業者を含む。以下(1)において同じ。）が装備品等の修理を行う場合であって、当該修理の一部工程として非破壊検査を修理事業者に委託する場合には、航空機の利用者自身が当該非破壊検査も含めて装備品等の修理作業について品質管理を行い、かつ、耐空性基準への適合性を確認して航空機に装備する場合に限り、5-5-2-2 項の装備品等として取り扱ひ、当該非破壊検査に対して装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書の発行は不要とする。特殊工程作業（溶接、熱処理等）についても同様の取り扱ひとする。

なお、この場合であってもサーキュラーNo.3-002「特殊工程等に対する検査について」に基づき適切な資格を有する者が非破壊検査を行うことが求められる。

(2) 装備品等に対する整備作業として非破壊検査を行う場合に、当該非破壊検査を修理事業者に委託する場合

航空機から取り卸した装備品等を修理事業者に発送し、装備品等に対する整備作業として修理事業者において CMM に基づき非破壊検査を行う場合には、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が必要である。航空機の利用者は、装備品等に当該証明書が添付されていることを確認すること。

なお、装備品等修理改造認定事業場が装備品等の修理又は改造を行う場合に、当該修理又は改造の一部工程として非破壊検査や特殊工程作業を修理事業者に委託する場合には、当該委託作業も含めて委託元の装備品等修理改造認定事業場が品質管理を行い、修理又は改造の全工程を終えた後に耐空性基準への適合性を確認して装備品等基準適合証を発行するため、一部工程に当たる非破壊検査や特殊工程作業に対して装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書の発行は求められない。

11 修理された装備品等に対して複数の証明書が添付されている場合の取扱い

航空機の利用者が装備品等の修理を外国に所在する事業場に依頼する場合、例えば次のようなフローにより修理が行われる場合がある。

- ①航空機の利用者が航空機の製造者や装備品等の修理事業場（=A 事業場）に装備品等の修理を依頼
- ②A 事業場が別の装備品等の修理事業場（=B 事業場）に修理を依頼
- ③B 事業場が修理を行って A 事業場に装備品等を発送 (FAA Form 8130-3、EASA Form 1 等を B 事業場が発行)
- ④A 事業場が装備品等の外観点検 (visual inspection) を行った後、航空機の利用者に

装備品等を発送（FAA Form 8130-3、EASA Form1 等を A 事業場が発行）

⑤航空機の利用者は A 事業場と B 事業場の発行する 2 枚の証明書を受領

修理又は改造等が行われた装備品等に係る装備品等基準適合証、FAA Form 8130-3、EASA Form1 等の証明書は、事業場が自ら行った修理又は改造等について、適切な方法に従って当該作業を行ったことを保証するものである。

上記の場合、③において B 事業場が Block 11 の「Status/Work」欄に「repaired」や「overhauled」と記載された証明書を発行している場合、機能検査等も含めて CMM 等に基づく必要な修理作業は B 事業場が行っている。

このため、B 事業場が CMM 等に基づき修理を行って発行する証明書が装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書等（本サーキュラーに従った証明書）でなければならない。

修理を行っていない事業場（A 事業場）が証明書を発行した場合であっても、当該証明書は装備品等の修理を適切に行ったことを保証する証明とはならない。A 事業場が CMM 等に基づく検査を行って Block 11 の「Status/Work」欄に「inspected」又は「tested」と記載された証明書を発行した場合も同様であり、B 事業場の発行する証明書が装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書等でなければ、当該装備品等を航空機に装備することはできない。

上記の考え方は、航空機の利用者が装備品等の販売事業者（distributor）から装備品等を購入する場合や、外国に所在する装備品等の修理事業場に直接装備品等の修理を依頼する場合にも同様に当てはまる。

例えば、我が国の認定を受けていない事業場（=C 事業場）により修理が行われ、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書等が添付されていない装備品等を航空機の利用者が入手した場合には、仮に当該装備品等の検査を装備品等修理改造認定事業場（=D 事業場）に依頼し、CMM 等に基づく検査が行われた場合であっても、当該装備品等を航空機に装備することはできない。これは、C 事業場が適切な方法に従って修理作業を行ったことを D 事業場が保証することはできないためである。上記の場合も、C 事業場が修理を行って発行する証明書が装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書等でなければならない。

なお、不具合対応等のために航空機から取り卸した装備品等を装備品等修理改造認定事業場に発送し、CMM 等に基づく検査を依頼した場合に、当該装備品等修理改造認定事業場が検査を行って装備品等基準適合証を発行した場合にあっては、本サーキュラーに基づき航空機に装備することができる。

12 法第 10 条第 4 項の基準に適合しない装備品等

航空機の利用者は、装備品等が法第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合しない可能性があるとして判断した場合には、サーキュラーNo.6-014「不正品の疑いがある装備品等の報告について」に従うこと。

附 則

- 1 本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。ただし、装備品等の構成部品に係る 5-2-3 項の(2)の規定の適用については、当面の間、構成部品に対する装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書の添付を不要とする。また、カーゴコンテナ等の貨物搭載機器及びギャレーカートに係る 5-5-6 項の(1)の規定の適用については、当面の間、これらに対する装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書の添付を不要とする。
- 2 耐空証明のある航空機の利用者は、令和 4 年 6 月 18 日の時点で、現に耐空証明を受けている航空機に装備されている装備品等を当該航空機に装備することができる。(航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第 38 号。以下「改正法」という。)附則第 5 条第 1 号)
- 3 耐空証明のある航空機の利用者は、令和 4 年 6 月 18 日の時点で予備品証明を受けている装備品について、令和 4 年 6 月 18 日以降も当該航空機に装備することができる。(改正法附則第 5 条第 2 号)。
- 4 耐空証明のある航空機の利用者は、令和 4 年 6 月 18 日までに製造、修理又は改造された装備品等(予備品証明対象装備品及び附則第 5 項に該当する装備品等を除く)について、次に従って適切に管理する場合に限り、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されていなくとも、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年国土交通省令第 5 号。以下「改正省令」という。)附則第 2 条の規定により国土交通大臣が告示で指定する期間は、航空機に装備することができる。(改正省令附則第 2 条)

本附則が適用される装備品等の例として、次のものが挙げられる。

① 新規製造品

- ・ CofC のみ添付されている装備品等

② 修理又は改造品

- ・ FAA の認定を受けた事業場であって、米国の領土外に所在する者の発行する Form 8130-3 が添付された装備品等
- ・ EASA の認定を受けた事業場であって、EU の領土外に所在する者の発行する EASA Form 1 が添付された装備品等

- ・整備分野に係る相互承認協定等を締結していない国の認定を受けた事業場の発行する証明書が添付された装備品等
- ・国内の事業場であって、我が国の認定を受けていない者が修理又は改造した装備品等

(1) 装備品等の入手時の確認事項等

- ① 装備品等の入手時に詳細な目視検査を実施し、当該装備品等に亀裂、歪み、変形、変色、腐食、摩耗、破損、凹み、溶接部の分離（該当する場合のみ）、結合部の肉厚減少（該当する場合のみ）、締結の緩み（該当する場合のみ）がないことを確認すること。
- ② 装備品等の製造者や修理又は改造の作業実施者が発行する証明書（FAA Form 8130-3、EASA Form 1、C of C等）が添付されていることを確認すること。
- ③ 装備品等の証明書や納品書等により、次の事項を含む適切な識別・表示がされていることを確認すること。
 - イ 装備品等の名称、型式、部品番号、製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）
 - ロ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る）
- ④ 装備品等に関する次の整備記録等を確認すること。ただし、整備記録等がない場合にはこの限りではない。
 - イ 装備品等の改修状況（SBの適用状況等）
 - ロ TCD、AD等の実施状況
 - ハ その他参考となる装備品等の整備記録（リビルト、オーバーホール、検査、修理等の記録）

注：本サーキュラーの施行前に入手した装備品等については、当該装備品等を航空機に装備する前までに確認等を行えばよいこととする。また、本サーキュラーの施行前に入手した装備品等について既に(1)の事項を整備規程又は整備基準（それぞれ附属書を含む。以下同じ。）に基づき確認している場合にあっては、改めて当該事項を確認する必要はないものとする。

(2) 航空機への取り付け時の確認事項等

- ① 装備品等の外観を検査し、問題のないことを確認すること。
- ② 航空機に装備した後の機能検査を実施し、問題ないことを確認すること（機能検査が必要なものに限る）。
- ③ 原則、次に掲げる事項を航空機の航空日誌（整備記録に代えることも可能）へ記載すること。ただし、他の方法により装備品等がいずれの航空機に装備されたかを

管理する場合には、当該管理を整備記録等の作成に代えることができるものとする。

イ 取り付けた日付

ロ 取り付けた装備品等の型式、部品番号及び製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）

ハ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る。なお、当該情報についてはコンピュータ等により管理しても良い）

(3) 装備品等の航空機への取り付けに関する整備記録の作成

原則、次に従って整備記録を作成すること。ただし、他の方法により装備品等がいずれの航空機に装備されたかを管理する場合には、当該管理を整備記録の作成に代えることができるものとする。

① (2)③に掲げる事項を記載すること。同じ事項が記載された証明書等を添付することにより代えてもよい。

② 装備品等の証明書（FAA Form 8130-3、EASA Form 1、C of C 等）を整備記録に添付すること等により、トレーサビリティを確保すること。また、本項に該当する装備品等とそれ以外の装備品等が区別可能なようにすること。

③ 整備記録は必要に応じ閲覧できるように整理保管すること。

(4) 整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者にあつては、本項に基づく装備品等の管理方法等を整備規程又は整備基準に定めること。

(5) 航空運送事業者にあつては毎年、その他の航空機の利用者にあつては耐空証明検査時に、本項に該当する在庫品について管轄官署に報告を行うこと。

注：法第 134 条の規定に基づき、本附則の施行を確保するために報告徴収及び立入検査を行うことがあること、また、本規定に則らずに、本項の装備品等を航空機に装備していた場合は、耐空証明検査において合格できない可能性があることに十分留意すること。

5 米国（FAA）、欧州（EASA。欧州連合に加盟していないアイスランド、ノルウェー及びスイスを含む。以下本項において同じ。）、英国（CAA）との間では、整備分野に係る相互承認協定等を締結するために各当局と協議を行っている又は協議を行うことを予定している。しかしながら、令和 4 年 6 月 18 日の時点で当該協定の締結が完了していない場合が想定される。このため、耐空証明のある航空機の利用者は、米国、欧州及び英国との整備分野に係る相互承認協定等が締結されるまでの当分の間（相互承認協定等の内容により、事業場による supplement 申請等の所要の手続きが規定される場合には当該手続きに要する期間も考慮した期間とする）、米国、欧州及び英国の領土内に所在する事業場（領土外に所在するサテライトは含まれない。）が修理又は改造を行って耐空性の確認を行った装備品等

を、次に従って適切に管理する場合に限り、装備品等基準適合証と同等と認める外国の証明書が添付された装備品等とみなす。

本附則が適用される装備品等は次のとおりである。

○修理又は改造品

- ・ FAA の認定を受けた事業場であって、米国の領土内に所在する者が発行する Form 8130-3 の添付された装備品等
- ・ EASA の認定を受けた事業場であって、EASA 加盟国の領土内に所在する者が発行する EASA Form 1 の添付された装備品等
- ・ CAA の認定を受けた事業場であって、英国の領土内に所在する者が発行する CAA Form 1 の添付された装備品等

(1) 装備品等の領収時の確認事項等

- ① 装備品等の入手時に詳細な目視検査を実施し、当該装備品等に亀裂、歪み、変形、変色、腐食、摩耗、破損、凹み、溶接部の分離（該当する場合のみ）、結合部の肉厚減少（該当する場合のみ）、締結の緩み（該当する場合のみ）がないことを確認すること。
- ② 装備品等が適切に修理又は改造されていることの証明書（FAA Form 8130-3、EASA Form 1、CAA Form 1）が当該装備品等に添付されていることを確認すること。
- ③ 装備品等の証明書や納品書等により、次の事項を含む適切な識別・表示がされていることを確認すること。
 - イ 装備品等の名称、型式、部品番号、製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）
 - ロ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る）
- ④ 装備品等に関する次の整備記録等を確認すること。
 - イ 装備品等の改修状況（SB の適用状況等）
 - ロ TCD、AD 等の実施状況
 - ハ その他参考となる装備品等の整備記録（リビルト、オーバーホール、検査、修理等の記録）

注：本サーキュラーの施行前に入手した装備品等については、当該装備品等を航空機に装備する前までに確認等を行えばよいこととする。また、本サーキュラーの施行前に領収した装備品等について既に(1)の事項を整備規程又は整備基準に基づき確認している場合にあつては、改めて当該事項を確認する必要はないものとする。

(2) 航空機への取り付け時の確認事項

- ① 装備品等の外観を検査し、問題のないことを確認すること。
 - ② 航空機に装備した後の機能検査を実施し、問題ないことを確認すること（機能検査が必要なものに限る）。
- (3) 整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者にあつては、本項に基づく装備品等の管理方法等を整備規程又は整備基準に定めること。
- 6 本サーキュラーの施行に伴い、次に掲げるサーキュラーを廃止する。
- ーサーキュラーNo.3-008「発動機サブ・アセンブリの整備又は改造」
 - ーサーキュラーNo.3-025「有効な耐空性を有しない航空機から取り外された装備品等の再利用について」
 - ーサーキュラーNo.4-015「国際航空運送事業の用に供する航空機に対して行う予備品証明を有しない重要装備品の本邦外における交換作業について」
 - ーサーキュラーNo.4-019「航空運送事業者による装備品、部品等の限定使用（サービス・トライアル）について」

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

- 1 本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。

附 則（令和 4 年 6 月 10 日）

- 1 本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。
- 2 令和 3 年 7 月 30 日制定（国空機第 384 号）の「航空機に装備する装備品等の取扱い」の附則第 1 項を次のとおり改正する。
 - 1 本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。ただし、装備品等の構成部品に係る 5-2-3 項の(2)の規定の適用については、当面の間、構成部品に対する装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書の添付を不要とする。また、カーゴコンテナ等の貨物搭載機器、ギャレーカート及びスタンダードユニットに係る 5-5-6 項の(1)の規定の適用については、当面の間、これらに対する装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書の添付を不要とする。
- 3 令和 3 年 7 月 30 日制定（国空機第 384 号）の「航空機に装備する装備品等の取扱い」の附則第 4 項を次のとおり改正する。
- 4 耐空証明のある航空機の利用者は、令和 4 年 6 月 17 日までに製造、修理又は改造された装備品等（予備品証明対象装備品及び附則第 5 項に該当する装備品等を除く）について、次に従って適切に管理する場合に限り、装備品等基準適合証又はこれと同等と認める外国の証明書が添付されていなくとも、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国

管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第5号。以下「改正省令」という。）附則第2条の規定により国土交通大臣が告示で指定する期間は、航空機に装備することができる。（改正省令附則第2条）

本附則が適用される装備品等の例として、次のものが挙げられる。

① 新規製造品

- ・ CofC のみ添付されている装備品等

② 修理又は改造品

- ・ FAA の認定を受けた事業場であって、米国の領土外に所在する者の発行する Form 8130-3 が添付された装備品等
- ・ EASA の認定を受けた事業場であって、EU の領土外に所在する者の発行する EASA Form 1 が添付された装備品等
- ・ 整備分野に係る相互承認協定等を締結していない国の認定を受けた事業場の発行する証明書が添付された装備品等
- ・ 国内の事業場であって、我が国の認定を受けていない者が修理又は改造した装備品等

(1) 装備品等の入手時の確認事項等

- ① 装備品等の入手時に詳細な目視検査を実施し、当該装備品等に亀裂、歪み、変形、変色、腐食、摩耗、破損、凹み、溶接部の分離（該当する場合のみ）、結合部の肉厚減少（該当する場合のみ）、締結の緩み（該当する場合のみ）がないことを確認すること。
- ② 装備品等の製造者や修理又は改造の作業実施者が発行する証明書（FAA Form 8130-3、EASA Form 1、C of C 等）が添付されていることを確認すること。ただし、証明書が添付されていない場合を除く。
- ③ 装備品等の証明書や納品書等により、次の事項を含む適切な識別・表示がされていることを確認すること。ただし、証明書が添付されていない場合を除く。
 - イ 装備品等の名称、型式、部品番号、製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）
 - ロ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る）
- ④ 装備品等に関する次の整備記録等を確認すること。ただし、整備記録等がない場合にはこの限りではない。
 - イ 装備品等の改修状況（SB の適用状況等）
 - ロ TCD、AD 等の実施状況
 - ハ その他参考となる装備品等の整備記録（リビルト、オーバーホール、検査、

修理等の記録)

注：本サーキュラーの施行前に入手した装備品等については、当該装備品等を航空機に装備する前までに確認等を行えばよいこととする。また、本サーキュラーの施行前に入手した装備品等について既に(1)の事項を整備規程又は整備基準（それぞれ附属書を含む。以下同じ。）（航空機整備改造認定事業場が自ら入手した装備品等にあつては業務規程）に基づき確認している場合にあつては、改めて当該事項を確認する必要はないものとする。

(2) 航空機への取り付け時の確認事項等

- ① 装備品等の外観を検査し、問題のないことを確認すること。
- ② 航空機に装備した後の機能検査を実施し、問題ないことを確認すること（機能検査が必要なものに限る）。
- ③ 原則、次に掲げる事項を航空機の航空日誌（整備記録に代えることも可能）へ記載すること。ただし、他の方法により装備品等がいずれの航空機に装備されたかを管理する場合には、当該管理を整備記録等の作成に代えることができるものとする。

イ 取り付けの日付

ロ 取り付けの装備品等の型式、部品番号及び製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）

ハ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る。なお、当該情報についてはコンピュータ等により管理しても良い）

(3) 装備品等の航空機への取り付けに関する整備記録の作成

原則、次に従って整備記録を作成すること。ただし、他の方法により装備品等がいずれの航空機に装備されたかを管理する場合には、当該管理を整備記録の作成に代えることができるものとする。

- ① (2)③に掲げる事項を記載すること。同じ事項が記載された証明書等を添付することにより代えてもよい。
- ② 装備品等の証明書（FAA Form 8130-3、EASA Form 1、C of C 等）を整備記録に添付すること又はコンピュータ等により証明書を管理すること等により、トレーサビリティを確保すること。また、本項に該当する装備品等とそれ以外の装備品等が区別可能なようにすること。
- ③ 整備記録は必要に応じ閲覧できるように整理保管すること。

(4) 整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の利用者にあつては、本項に基づく装備品等の管理方法等を整備規程又は整備基準に定めること。

- (5) 航空運送事業者にあつては毎年、その他の航空機の利用者にあつては耐空証明検査時に、本項に該当する在庫品の種類及び概数について、管轄官署に報告を行うこと。
- (6) 航空機整備改造認定事業場が、航空機の利用者から航空機の整備の委託を受け、当該整備において、航空機の利用者の指示に基づき、当該事業場の保有する装備品等であつて本項に該当する装備品等を航空機に装備する場合には、(5)の規定による報告のため、本項に該当する装備品等であつて航空機に装備した装備品等を、委託元の航空機の利用者に通知すること。

注：法第 134 条の規定に基づき、本附則の施行を確保するために報告徴収及び立入検査を行うことがあること、また、本規定に則らずに、本項の装備品等を航空機に装備していた場合は、耐空証明検査において合格できない可能性があることに十分留意すること。

4 令和 3 年 7 月 30 日制定（国空機第 384 号）の「航空機に装備する装備品等の取扱い」の附則第 5 項を次のとおり改正する。

5 米国（FAA）、欧州（EASA。欧州連合に加盟していないアイスランド、ノルウェー及びスイスを含む。以下本項において同じ。）、英国（CAA）との間では、整備分野に係る相互承認協定等を締結するために各当局と協議を行っている又は協議を行うことを予定している。しかしながら、令和 4 年 6 月 18 日の時点で当該協定の締結が完了していない場合が想定される。このため、耐空証明のある航空機の利用者は、米国、欧州及び英国との整備分野に係る相互承認協定等が締結されるまでの当分の間（相互承認協定等の内容により、事業場による supplement 申請等の所要の手続きが規定される場合には当該手続きに要する期間も考慮した期間とする）、米国、欧州及び英国の領土内に所在する事業場（領土外に所在するサテライトは含まれない。）が修理又は改造を行つて耐空性の確認を行った装備品等について、次に従つて適切に管理する場合に限り、本サーキュラーの 5-5-9 項の装備品等に該当し、航空機に装備することができる。

本附則が適用される装備品等は次のとおりである。

○修理又は改造品

- ・ FAA の認定を受けた事業場であつて、米国の領土内に所在する者が発行する Form 8130-3 の添付された装備品等
- ・ EASA の認定を受けた事業場であつて、EASA 加盟国の領土内に所在する者が発行する EASA Form 1 の添付された装備品等（Part 145 に基づく認定を受けた事業場に限り、Part M に基づく認定を受けた事業場を除く（※））

※Part M に基づく認定を受けた事業場が発行する EASA Form 1 の場合、Block 14c の「Certificate/Approval Number」において、国名コード（例：DE）の後に「MF」と記載される。一方で Part 145 に基づく認定を受けた事業場が発行する EASA

Form1 の場合には国名コードの後に「145」と記載される。

- ・ CAA の認定を受けた事業場であって、英国の領土内に所在する者が発行する CAA Form 1 の添付された装備品等

(1) 装備品等の領収時の確認事項等

- ① 装備品等の入手時に詳細な目視検査を実施し、当該装備品等に亀裂、歪み、変形、変色、腐食、摩耗、破損、凹み、溶接部の分離（該当する場合のみ）、結合部の肉厚減少（該当する場合のみ）、締結の緩み（該当する場合のみ）がないことを確認すること。
- ② 装備品等が適切に修理又は改造されていることの証明書（FAA Form 8130-3、EASA Form 1、CAA Form 1）が当該装備品等に添付されていることを確認すること。
- ③ 装備品等の証明書や納品書等により、次の事項を含む適切な識別・表示がされていることを確認すること。
 - イ 装備品等の名称、型式、部品番号、製造番号（製造番号については当該番号がある場合に限る）
 - ロ 装備品等の総使用時間（時間、日数、サイクル）（限界使用時間が定められている装備品等に限る）
- ④ 装備品等に関する次の整備記録等を確認すること。
 - イ 装備品等の改修状況（SB の適用状況等）
 - ロ TCD、AD 等の実施状況
 - ハ その他参考となる装備品等の整備記録（リビルト、オーバーホール、検査、修理等の記録）

注：本サーキュラーの施行前に入手した装備品等については、当該装備品等を航空機に装備する前までに確認等を行えばよいこととする。また、本サーキュラーの施行前に領収した装備品等について既に(1)の事項を整備規程又は整備基準（航空機整備改造認定事業場が自ら入手した装備品等にあつては業務規程）に基づき確認している場合にあつては、改めて当該事項を確認する必要はないものとする。

(2) 航空機への取り付け時の確認事項

- ① 装備品等の外観を検査し、問題のないことを確認すること。
- ② 航空機に装備した後の機能検査を実施し、問題ないことを確認すること（機能検査が必要なものに限る）。

(3) 整備規程又は整備基準の適用を受ける航空機の使用にあつては、本項に基づく装備品等の管理方法等を整備規程又は整備基準に定めること。

5. 本サーキュラーの施行に伴い、次に掲げるサーキュラーを廃止する。

－TCL-68A-90「予備品証明対象部品表の作成について」

－TCL-1300A-90「予備品証明対象部品一覧表」

本サーキュラーに関する質問・意見等については、以下に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部安全政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号：03-5253-8737

FAX：03-5253-1661

